

予 算 決 算 常 任 委 員 会

平成 2 3 年 9 月 9 日

午前 9 時 0 0 分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

嶋 田 善 行

委 員 長

里 川 宜 志 子

副 委 員 長

伴 吉 晴

出 席 委 員

小 野 隆 雄

飯 高 昭 二

辻 善 次

欠 席 委 員

吉 野 俊 明

理 事 者 出 席

町 長

小 城 利 重

副 町 長

池 田 善 紀

教 育 長

清 水 建 也

総 務 部 長

西 本 喜 一

総 務 課 長

黒 崎 益 範

企 画 財 政 課 長

面 卷 昭 男

税 務 課 長

加 藤 恵 三

住 民 生 活 部 長

乾 善 亮

福 祉 課 長

植 村 俊 彦

国 保 医 療 課 長

寺 田 良 信

健 康 対 策 課 長

西 梶 浩 司

住 民 課 長

清 水 昭 雄

環 境 対 策 課 長

栗 本 公 生

都 市 建 設 部 長

藤 川 岳 志

建 設 課 長

川 端 伸 和

観 光 産 業 課 長

清 水 修 一

都 市 整 備 課 長

井 上 貴 至

会 計 管 理 者

野 崎 一 也

会 計 室 長

山 崎 善 之

教 委 総 務 課 長

西 川 肇

生 涯 学 習 課 長

佃 田 眞 規

上 下 水 道 部 長

谷 口 裕 司

上 水 道 課 長

清 水 孝 悦

下 水 道 課 長

上 田 俊 雄

代 表 監 査 委 員

辰 巳 忠 次

監 査 委 員

中 川 靖 広

監 査 委 員 書 記

山 崎 篤

議 会 事 務 局 職 員

議 会 事 務 局 長

藤 原 伸 宏

係

長

安 藤 容 子

(午前 9時00分 開会)

○里川委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は5名で、定足数に達しておりますので、ただいまより、予算決算常任委員会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開かせていただきます。

はじめに、町長のごあいさつをお受けいたします。小城町長。

○小城町長 おはようございます。委員の皆さんには、早朝からご出席賜りましてありがとうございます。

特に9月1日から本会議から付託をされています認定第3号、平成22年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、あと認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号の7認定の関係等ございます。きょうから月曜日、火曜日と3日間の予算決算の常任委員会、ひとつ慎重に審議を賜りますことをよろしくお願いいたします。

特に、平成22年度におきましては6億何がしかの黒字ということでございますけれども、いずれにいたしましても財政状況等については、非常に厳しいものがあるわけでございますけれども、やはり皆の職員全体の力あるいは議員の皆様方のご指摘等によって、いろいろと改善ができていっていると思っております。その関係等についても皆さんの慎重審議を賜ってまいりたいと思っております。

ただ、台風12号が近畿、特に紀伊半島の関係で、奈良県下でも十津川をはじめ、そして天川あるいはまた野迫川、川上村、そして五條市の大塔町の宇井地区におかれましては、亡くなられた方がおられますし、まだなお行方不明の方々もおられます。亡くなられた方あるいは行方不明の方々には本当に心から、また行方不明者についてはできるだけ早く発見できますよう努力してまいりたいと思います。天川村の関係等については、社会福祉協議会から私どもも1名がボランティアで参加をさせていただいています。あとの十津川とか五條市は道路が決壊してますので、車が入れないということで、天川だけ今現在、行かせていただいています。いずれにいたしましても、奈良県の町村会あるいはまた全国町村会に対するいろんな関係等について、これからもご要望を申し上げ、できるだけ早く復旧、復興ができますよう、また、努力してまいりたいと思います。ただ今晚に限ってまた雨が降るとかいう話もされてますように、2次災害となると大変なことです。そういうことも見届けながら、我々としてもできるだけ協力をしてまいりたいと思います。

それでは、皆さん方の慎重審議を賜って、いずれの関係についてもご認定賜りますよう
よろしく願いいたします。特にきょうは、辰巳、中川、両監査委員さんにおかれまし
ては、忙しい中、また、夏の暑い中、克明に監査いただきましたこと、心から厚くお礼
申しあげます。

○里川委員長 ありがとうございます。ただいま、町長のごあいさつの中にもありました
今回の台風１２号で、同じ奈良県下の中で大きな被害が出ていることにつきまして、本
当に心からお見舞いを申しあげまして、今後の推移を見守っていきたいと思います。

それでは、本委員会の会議録署名委員を私よりご指名させていただきます。

署名委員には、辻委員、伴委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願
いいたします。

本日と１２日、１３日の３日間で、付託を受けました議案のうち、一般会計及び各特
別会計の平成２２年度決算を審議してまいりたいと思います。そして、２０日には改め
まして予算決算常任委員会を開催させていただき、残りの付託議案であります２３年度
の補正予算について審議してまいりたいと思いますので、委員皆様、また理事者の皆さ
んにはよろしくお願いをいたします。

それでは、本会議から付託を受けました、認定第３号 平成２２年度斑鳩町一般会計
歳入歳出決算の認定について、認定第４号 平成２２年度斑鳩町国民健康保険事業特別
会計歳入出決算の認定について、認定第５号 平成２２年度斑鳩町老人保健特別会計歳
入歳出決算の認定について、認定第６号 平成２２年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について、認定第７号 平成２２年度斑鳩町公共下水道事業特別会
計歳入歳出決算の認定について、認定第８号 平成２２年度斑鳩町介護保険事業特別会
計歳入歳出決算の認定について、認定第９号 平成２２年度斑鳩町後期高齢者医療特別
会計歳入歳出決算の認定について、以上７議案を一括議題といたします。

はじめに、審査の方法についてお諮りをさせていただきます。

お手元にお配りをいたしております資料「平成２３年９月議会 予算決算常任委員会
(決算審査) 進行予定表」をごらんいただきたいと思います。

最初に、代表監査委員さんから決算審査意見書に基づく報告を受けた後、委員の皆さ
んから意見書に対するお尋ねがあれば、質疑を行い、次いで一般会計及び各特別会計の
決算概要につきまして、会計管理者の説明を受け、それに対しての質疑を行い、次に健
全化判断比率報告について総務部長の説明を受け、これに対する質疑を行うことといた
します。続いて、一般会計歳入全般についての説明を受け、質疑を受けてまいります。

次に、一般会計歳出及び各特別会計についての審査を行っていただきますが、この審査につきましては、これまでどおり各部ごとに審査を行うこととし、一般会計の各款ごと、また各特別会計ごとにそれぞれ所管部長から説明を受けました後に、それぞれ質疑を行うということで審査を進めてまいりたいと思いますが、これに対しましてご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○里川委員長 よろしいですか。ありがとうございます。異議なしと認めます。

それではそのように進めてまいります。

委員並びに理事者の皆さんには、議事進行につきまして、ご協力の方、よろしくお願いいたします。なお、理事者の皆さんのご説明につきましては、大変長時間にわたるものもございます。説明は着席のまましていただいて結構です。

それでは、まず最初に、辰巳代表監査委員さんの方から、決算審査結果に基づき、ご報告をお受けいたします。辰巳代表監査委員。

○辰巳代表監査委員 それでは、お手元の決算審査意見書のとおりでございますが、少し審査意見を説明したいと思います。

お手元の決算審査意見書でございますが、まず1ページ、審査の概要からでございます。先ほど、中川委員さんのほうから話短くとかなんとかいうお話がありまして、いつもまあ短くというふうに考えておるんですが、何でか知らん、ついつい長くなってしましまして、なるだけ簡潔に申しあげたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

お手元の平成22年度審査結果意見書の順に従って、ちょっと説明していきます。

1ページ、審査の概要でございますが、記載のとおりで特に補足するほどのことはございません。ただ、審査の期間は、そこでは7月27日から8月23日と書いてありますが、ここで、この会議室で決算審査をさせていただきましたのは5日間でございます。それであとはいろんな審査意見をまとめたり、あるいはいろんな調書、資料をまとめたり整理したりと、いろんなそういった期間も入っておりますので、8月23日というふうに書いております。

審査の結果でございます。2ページでございますが。2ページの冒頭に審査の結果を記載いたしております。ちょっと読んでみます。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各係数は関係法令に準拠して調製され誤りのないものと認められました。また、各基金の運用状況についても計数に誤りがなく、

適正に運用されているものと認められました。要するに、適正であって、適法であって、法令に準拠した決算になっておると。表示も誤りなく表示されておることですのでございます。

以下、真ん中以下は審査の要点、ポイント別のちょっと要点をまとめたものでございます。決算の総括で4項目、それから一般会計の分析で2項目、それから、各特別会計の審査結果、それから財産の状況、それから、最後にむすびでちょっと書かせてもらっています。これは監査委員の決算と財政状況に関する所見でございます。

それでは、2ページの決算の総括でございます。ここに書いてあるのを読み上げますと長くなりますので、(1) 決算の規模でございますが、要するに、連結ベースで見ますと、記載のとおり、若干歳入歳出とも前年度より少し縮まっておることですのでございまして、歳入で1億8,700万、歳出で2億1,300万、減少をしております。しかし、実際には町債の償還あるいは基金の積み立て、そういったものが歳出に入っておりますので、去年より町債の償還は多くなっており、それから、基金の積み立ては例年よりずっと多く積んでおられます。そういったものを考慮、勘案しますと、実際はそれ以上に規模が縮小になっております。実際の行政活動の財政規模はそれ以上に小さくなっているというようなことでございます。

それから、2番目決算収支でございますが、ここに書いてありますように、先ほど町長もおっしゃられたんですが、収支は形式収支、6億何千万の収支になっておりまして、前年度よりいずれも少し金額が増加しております。その辺のところは、形式収支、それから実質収支、それから単年度収支、そういったものがあるんです。それから、連結ベースでは、連結の実質単年度収支っていうのはないんですが、私のほうであえてつくってみたものでいきますと、資料の18ページあたり見てもらいますと、形式収支あるいは実質収支、それから単年度収支、それから実質単年度収支は何から何を引いたらこうなるかということで、ここでグラフでちょっと示しておりますが、このいずれの数字も連結単年度収支につきましても、3億余りの基金積立をここへ加えますと、実質はすべてほとんど前年を上回っておるというような数字になろうかと思えます。そういったことから見ますと、まずまずの決算かなというふうに感じられるところでございます。

それから、(3) 予算の執行状況でございますが、歳入の方は、もう以前はこんなことはなかったかと思いますが、ここ最近、歳入は歳入予算よりも実際の歳入枠のほうはかなり低くなっておる。当年度も予算に対しまして8億6,000万不足、それから歳出のほうは不用額が9億2,000万。歳入というのは要するに、いろんな行政、事

業を行っていくのに歳出の予算があって、その事業を執行していくためには歳入の本来予算が入ってこないと事業できない。だから、歳入は見積もりでありますから、その予算どおりにはいかないということは多いんですが、なるべくまあ正確な見積もりで予算にあんまりはずれないほうが執行しやすいかなということになるんでございますが、予算に対する未達の内容を見ますと、町債で2億、連結ベースで2億1,000万。それから、国保の前年度の繰上充用金でマイナスになっております分を予算で、予算上埋めるために、国保の諸収入というのが4億余りという、そういったもんがほとんどでありまして、実質にそんなに予算に不足する額の歳入額というのは余りありません。だから、問題にはならないと思いますが、予算に対しまして歳入はかなり少なかったと。

それから、歳出はその9億ほどの不用額が出ております。これは不用額を分析してみますと、予定事業を執行しなかった、あるいは後ろの方、むすびで書いておるんですが、要するに、予算はいろんなこういう入札するような事業でありますと、積算額で、予定価格で予算を組みますけれども、実際の入札がそれより低いと低い価格になるということとで不用額が出ると、そういったような事由かなというところで、余り問題にはありませんが、なるべくまあ厳しい予算で、不用額は余り出ない方が、本当は望ましいかなというふうに思います。

それから4番目、財政構造でございますが、これは一般会計のみでありまして、連結ベースでは出ないので、これは一般会計だけであります。自主財源比率が、19ページの表5で見てもらいますと、前年より1.1%好転しておるということになっておるんでございますが、しかし、中身は、前年度繰越金ですね、前年度の形式収支で出てきた繰越金、繰越金が1億9,700万、前年よりふえております。それから、逆に町税は1億2,900万減少しております。差し引き7,000万近く、その2つで差し引きふえておるんですね。この辺を繰越金を前年並みにしますと、1億9,700万の繰越金が前年度と同額だといいますと、自主財源比率はほとんど変わりません。だから、実態としては前年と変わらない、繰越金という前年度に余らしたお金が歳入が入ってるから、自主財源とみなしたらふえるというような計算になるわけで、両面とも実際実質は、この辺は若干異なるということでございます。

それから、歳出のほうですが、歳出はそこに書いてありますように、扶助費がふえ、投資的経費が減ってきておる。要するに、年々年々、この扶助費っていうのは、国を挙げてっていうんですか、もう年々、あらゆるところで扶助費がふえていきます。どんどんどんどんふえていくわけですが、しかし、予算全体の規模は横ばいで余りふえないと

ということになりますと、その分どっかへしわ寄せというか、その分が圧迫されるので、どうしてもこういうふうにして、投資的経費がそんだけ縮められるということになるのかなというふうに思います。歳出の中身としては、そんな感じがいたします。

それから、4ページの下、財政分析でございます。これは財政力指数を除きまして、やや好転してるかなということになっておりますが、これは、例えば公債費比率とか、そういう部分、町債の償還がふえた年は公債費比率が高くなるというようなことになるわけでありまして、これは健全化比率でもそういったものが出てきますが、何かがちょっとそういう実質、歳出が多いと、歳入が多いということで、そういった比率は大きくではありません、変わることもありませんわね。余りこれにこだわることもありませんが、まあ好転してきておるということで、悪くはないというふうに見ればいいかなというふうに思います。

それから、町債の状況でございますが、今年度は町債、22ページに町債の状況を表8で、それから表9で書かせてもらっているんですが。今まではずっと年々、連結ベースで見ますと、町債は年々残高がふえてきておったんですが、ことしも一般会計と特別会計の合計版では増加はいたしておりますが、そこに書いてありますように、535万2,000円。増加はわずかでございまして、一応、伸びはちょっと止まっているかなと。それから、後ほど申しあげますが、いろんな水道事業の企業債でありますとか、あるいはその一部事務組合の公債の当町負担見込額、そういったものを入れた全体の町債は、公債はことしは減っております、少し減っております。伸びがストップして一時休止かなというような状態でございます。

それから、5ページ、6ページ、7ページに書きましたのは、一般会計の状況でありまして、今まで申しあげたのは、ほとんど連結ベースでございますが、ここは一般会計だけを取り上げまして書かせてもらっておる。歳入では先ほど申しましたように、町税が前年度より1億2,900万落ち込んで、30億の大台を割りました。28億9,200万。数年前に比べると、かなり町税の収入は減ってきております。財政規模は変わらない、あんまり変わらない、その割に町税が減ってきておりますが、歳入の中を見てもらいますとわかりますが、ことしはその分、地方交付税がそれ以上の歳入になって、それをカバーしておるということでございまして、もちろん国税もそうなんですが、生産年齢人口がどんどん下がってくる。そんなことで、経済は伸びない、国民所得も伸びないということであんまりその、景気がよくなれば税収はふえるんですが、景気がよくなりそうにもないということで、税収はふえない。財政学でいきますと、税金のもとは

必ず所得でなければならない。だから、所得が伸びなかったら税金をふやすわけにいかない。実際に、税の負担する形は、それはそういう所得課税もあるし、流通課税もあるし、消費課税もあるし、財産課税もいろいろありますが、その根源は国民の所得であって、国民の所得がないのに税金だけとるということは、経済的に考えたって、どうしたってそれはできない。だから、結局は国民所得が伸びなかったら税収はふやすことができない。だから、国民所得が伸びない以上、やっぱり財政は伸ばすことはできないという結論になるわけですね。

だから、その中で、こうやって町税が減少をずっと続けているということは、もう下げ止まり的で、もうあんまりこれから減らないというふうに見ておられるようなんですが、あんまりその財政としてはそないに楽観視することはできないかなということになるのかなというふうに思います。これが一般会計の状況です。

次に、7 ページの一番下以下、特別会計でございますが、特別会計全体の収支状況、31 ページに出しておりますが、ことしも形式収支、実質収支、少し赤字があります。しかし、この赤字は前年度より減っていると。これはまあ、国保特別会計が赤字が減ってきておる。実質、その前年度繰上充用金を除きますと、単年度ではプラスに転じておるということで、全体の特別会計全体は、赤字は少なくなったということでございます。

その中で、国民健康保険事業特別会計でございますが、これは、平成20年度で赤字補てんのために9,400万、一般会計から繰り入れております。平成21年度が2,200万。ことしは1,300万、年々減らしてきておりますが、それでも国保会計は形式収支が前年度が4億9,900万、ことしが4億2,100万かな。というように、一般会計からの繰り入れは減らしておられますけれども、赤字は減ってきておる。

ということは、これは毎年申しあげておるんですが、いろんな後期高齢者制度が創設され、この辺の制度は非常に改変されておって、実質的に前と比較して前の国民健康保険事業に、もう一遍その後期高齢分をくっつけ、置きかえたらどんな数字になるかっていうふうにお聞きしたんですが、出ないそうでありまして、だから、その辺はどんなふうになってるかって、なかなか過去と比較して分析するのは少し難しい。しかし、それは制度のいろんな改変でそういうぐあいによこの国保会計だけをとらえてみると、そういうぐあいにして、一時心配しておった赤字がどんどんふえていくというのが非常に心配されておったんですが、表面上はそれは改善されてきておると。

ただ、その中を見ますと、健康保険税収入がこの過去4年間、平成17年から平成21年までは、平成19年で8億800万、それから、平成20年は7億2,900万、

平成21年が7億1,800万、平成22年が6億9,600万と、年々これは国保税のその収入は減ってきております。逆にその保険給付ですね、医療費を国保会計から出している保険給付費が、これは歳出はほとんど保険給付費なんです、平成19年が18億8,700万、それが20年、21年、22年と19億1,300万、19億2,300万、本年度は19億5,800万というふうに、保険給付費は逆に年々膨れてきている。保険税の方は逆に減ってきておると。いろんなやりとりがありますのでね、全体ではそういうふうに乖離は少なくなってきておりますが、実際にその事業だけを見ると、保険税は減ってきて、給付はどんどんふえていくということで、それだけを見ると、必ずしも楽になっていくかなとも言えないということではないかと思えます。

それから、老人保健会計、これはもう本年度で終わりですね。来年からは一般会計で請求があれば対応する。あと、龍田財産区、この辺は特に問題はありません。記載のとおりです。

それから、公共下水道事業特別会計もこれは事業規模が少し縮まりまして、町債の増加額も今期は少し減っております。接続率は上がってきておるんですが、よりこういった下水道事業を効率的にするためには絶えずこれは上がっていくように努力、工夫をしなければならぬということかなと思えます。

それから、介護保険事業も特段のことはありませんが、非常に細かい介護保険事業では、細かい収入未済、要するに、未収額。それから、これがどんどんどんお亡くなりになったりして、特別徴収でもらっておる保険料を返さないかんというのがしょっちゅう出てくるんですが、そういった細かい未収それから、そこに書かせてもらっておりますが、還付の未処理、こういった件数が、金額は別にしまして、非常に件数がどんどんどんふえてきておるということですが、その辺を効率よく事務をしてもらう必要があったのではというふうに思われます。

後期高齢者医療特別会計、記載のとおりでございます。

それから、10ページ以下、財産の状況でございますが、公有財産につきまして、記載のとおりでございます。台帳上、別に不備があったり、問題があるわけではありませんが、通常、そういった企業会計のように、あるいは最近の非営利の、非営利会計、消費会計も全部そうなってきたおるんですが、発生処理会計にしまして、財産を全部複式簿記機構の中で管理していくということになりますと、補助記録とその会計で財産管理するというバランス上に上がってくる資産の額と必ずコントロール、統制とりますので、漏れはないんですが、こういった収支会計では補助記録をきちんとしておかないと、つ

いついその財産の台帳に間違いがあっても、どこにもチェックが効かないということになりますので、そこにも書いてあるように、時々こういう訂正をなさるんですが、あんまり訂正が出ないように、その辺を単年度できっちり追いかけていくようにしておかなければならないかなというふうに思われます。

それから、基金はことし、その財政調整基金、3億100万ほど積み立てておられますので、前年に比べて全体の基金でここに記載のとおり、2億3,200万という基金がふえてきております。長期財政推移で見ますと、平成25年あたりから基金も取り崩して使わないと収支がバランス保てないというようなことですが、財政調整基金、そういった基金は余裕があれば、将来のそのために今積んでおくというようなものでございますので、あんまり積み上げていいかどうかは、どっかで判断して、それだけ積むお金があるんだったら、町債をそれだけ償還するとか、あるいは発行を減らすとかいうようなこともいいんじゃないかというふうに思ったりします。

それから、11ページ以下、最後の結論でございますが、読んでみると、長くなりますので、今申しあげたとおりでございます。初めのところは、財政規模が小さくなったということで、先ほど申しあげたとおりでございます。それから、連結収支、これも前年度を上回っておると。まずまずの決算ですというふうに申しあげておきます。

それから、予算の執行状況につきましても、先ほど申しあげたとおりでございます。不用額の発生につきましても、先ほど申しあげましたとおり、100%の落札でいきますと不用額は出ないんですけども、そうはいかないので、不用額はそれに応じて発生してくるということでございます。だから、この辺はそこに書いておりますように、よくその落札率を問題になさるんだけど、落札率が下がれば下がるほど不用額が出るという、逆算するとそういうことになってくるんですが、本来は不用額の多発よりも、やはりその予算額を厳しい積算で厳しい予算にして、高い落札率でもいいんじゃないかと私は思います。その方が全体の管理としてはその方が効率的ではないのかなと。甘い積算で落札より低いからええというふうなことにしますと、どっかそれが隠れてしまう、甘い部分が隠れてしまうので、その辺はよく実態を見て判断するべきではないかと。落札率だけあんなにやいやい問題になさっておるんですが、余りそればかり取り上げるのもどうかなというふうに思います。

それから、12ページの下の方、7、8行でございます。不納欠損処理額、去年より大分減りました。4,500万減、去年は9千何百万何ぼやったかな、相当減っております。それから、未収はその他国保税、あるいはその他の手数料収入の収入未済額も年々減ら

してきておられます。これは財政状況が厳しいからということもあるんでしょうけど、税金の徴収をある程度きっちり建前どおりなのか、法令どおりにきちんと執行なされているからかなというふうな感じがいたします。

それから、当年度、13ページの上の方でございますが、上から6行目あたり、繰越金については、平成20年度以降急上昇してきているが、繰越金収入の余剰はさらに次年度の繰越金を生む結果となっている。要するに、この繰越金がここ3年間ほどで急にふえている。その結果、次の年度の繰越金収入がどかんと多くなる、6億何ぼというのが入っておる。そうすると、全体のそれが1割近い、80億ほどの一般会計ですから、8%、9%という非常にその収入のウェートが高い。そういった繰越金が残ってきているというようなこともあって、財政調整基金にお金を結果的に積んでいるということになっているのかなと思うんですが、これは予算そのものを3月までに編成して議会へお出しせないかんということで組まれるんですが、決算がはっきりして繰越金が確定するのがずっと後になって、だから、いろんな決算の状況を反映さそうと思うと、この予算のところで反映できない、予算制度はそないなってますから、だから、結局、繰越金収入が、初めの予算を考えておられるときよりも、それ以上の繰越金が出てきますから、結局、そういうぐあいにして、また次の年に余っていくという、結果的になるのかなと。だから、本当は、その分のその補正をなさるんでしょうけど、繰越金収入の増加の補正をなさったら、その分を町債の発行を逆に下げるふうに補正するとか、そうすると、繰越金はそないにふえないんじゃないかというふうに思うんですがね、それは私の考え方なんです。そういうことではないかということを書いております。

それから、町債は全体で、ことしは全町債、企業債まで含めると、13ページの下のところに書いてある2億9,400万、14ページに表をつくっておりますが、2億9,400万。最近では、この町全体の町債の減少は随分久しぶりかなというふうに思います。ずっと毎年ふえてきておったように思います。

それから、ここでは、財政調整基金積まれて、町債はことしは減りましたが、連結ベース、特別会計と一般会計だけでは若干先ほど申しあげたように、500万ほどふえておるんですが、そのかわり、基金がふえておると。基金の利息よりも町債の利息の方が高い。だから、両建てをようけ積むと、それだけその資金効率が悪くなるということなんです。実際しかし、世の中の資金繰りの、積むっていうんですか、資金繰りの実態というのは、どんな企業でもどんな団体でも一緒なんです。いろんな金融機関とかあるいはそういう融資を受ける制度資金もあるでしょうけども、いろんなそういうつき

合いというんでしょうか、金融機関と預金もする、協力的に預金もしたり、いろんな普段の付き合いがあつて初めて、なかなか出ない資金を出してもらえるというのは、それはやっぱり普段の付き合いの度合いいかんで、資金が、世の中の資金が縮まってまいりますと、全体にその金融機関、金融市場っていうのはお金出さへん。そうすると、どこへ優先して出すかっていうと、間にそういういろんな付き合い関係に出している。だから、この両建ては利ざやや逆ざやになりますけども、世の中の資金繰りの実務から言うと、それはやっぱり付き合い部分もいろんな実際問題要るわけであつて、それをけちっていると肝心に資金要るときには回ってこないこともあるんで、そういう点を勘案しながらね、お積みになったらどうかということをお願いしておるわけでございます。

それから、特別会計は、先ほど申しあげたようなことでございます。それから、14ページの下から15ページ、これは前の年に申しあげたかなと思いますが、土地開発公社から移管した土地の現物で、土地開発基金というのは、7億円ほど評価額で持っておられるんですが、路線価あたりで評価しますと2億円ぐらいいかなということで、5億円ぐらいいの評価損、含み損があるわけです。これは、含み損でやむを得ないということにしましても、それを使うなら有効活用あるいは資金化するなら売却処分もして、現物で持っておく目的があればそれはそれでいいんでしょうけど、そういうことも考えられるんかなというふうに思います。

それから、最後に、これは毎年ちょっと余計なことを書いておるんですが、これはまずまずの決算、これは資金収支でありまして、要するに、入ってきたお金から出たお金を引いて、さらにこの翌年度繰越財源を引いてみたりとか、あるいはその基金積立だとかそういうものを考慮して実質単年度収支とか出すんですが、それ以外に、毎年申しあげてますように、前年度から、先ほど申しあげておりますように多額の繰越金を収入に入れておる。それから、それ以外に町債を発行して、資金調達あるいは基金を取り崩す、あるいは逆に町債を償還する、基金に積み立てする、あるいは支出に入っております繰上充用額、こういった実際の資金を伴わないもの、あるいは実際に使ったんでなしに、貯金したか、借金したか、あるいはそれを返したかといったそういったような収支をのけた、本当の純粋のちょうど対外的に資金が入ってきたとか、事業をするのに資金が出ていった、そういったものを計算してみますと、そこの15ページの上から8行目ぐらいから、ちょっと書かせてもらってるんですが、その純粋に入ってきたお金は11億6,400万、それから出ていったお金は11億4,000万ということで、差し引き収入の方が2億7,300万超過でございます。これは、今まで最近はずっと支出の方が

超過だったんですが、ことしは収入の方が超過してきておる。4億5,200万、だから、前年度と比較したら、そういった資金収支では改善されてると。だから、最近は月次の資金繰りでも非常に資金が余ってるわけではありませんが、2、3年前に比べますと、若干余裕が出てきておるというふうになってきておると思います。

しかし、それがさらに発生主義に置きかえまして、例えば推定減価償却額とかあるいは先ほど書かれております不納欠損処理額、そういったものを若干調整しますと、これは前年度より逆に減価償却費なんかを折り込みますと、その15ページの真ん中に書いてあります、5億2,800万ぐらい非現金支出を入れて計算しますと、会計的にはそんだけマイナスになる。これは前年度より若干さらに悪化しておるかなというようなことになるかなというふうに思います。

だから、発生主義的によくないということは、将来的にそういうものは効いてくるということになりますので、余り短期的に資金繰りにはどうってことはありませんが、長期的にはそういったものはやがては効いてくることあるということでございます。

そんなことで、全体のまとめの意見をここにむすびで書かせてもらっております。

そこに書いてありますように、堅い財政運営、強固な行政体質、強靱な行政体質づくりを今後とも考えていって運営していただきたいというふうに思います。

それから、ここでは、先ほど委員長さん、申されたきょうの進行予定表では決算審査報告と書いてありまして、経営健全化判断比率に対する意見を行う、何ていうんですか、審査事項のところにはないんですが、ちょっと簡単についでに申しあげておきます。

財政健全化比率報告というのがありまして、それに対しまして、お手元にお待ちだと思いますが、財政健全化判断比率等審査意見書、ごく3ページほどの短いものでございます。ちょっとだけ簡単にご説明しておきたいと思いますが、いずれの判断、健全化比率もすべてこの国が出しておる基準からいきますと、非常に良好であるということでございます。何ら問題はございません。いつも説明申しあげたりしとるんですが、簡単に計算できますのは、この中で実質赤字比率、連結実質赤字比率、それから、資金不足比率だったかな、資金不足率、この辺はごく決算で出ておる数字をそのまま割り算したりしてもらいますと出てまいります。

これ、実質赤字比率は、これは一般会計だったらどうか、連結は連結ベースで実質赤字がどうかと。国が決めておりますのは、赤字やったら、これ以上の赤字はだめだよというふうに言うておるんです。当町は黒字でありますから、本当はプラスで赤字だったらプラスで出るものが、逆にそこでマイナス表示になっております。そんなことで何ら

問題はありません。県下のランクでも、去年も申しあげましたが、かなり上位の方になっておりまして、その辺は問題ありません。

それから、資金不足比率っていうのは、これは企業会計っていうんですか、そういった会計の資金繰り、資金が不足してないかどうか。公共下水道は最終を一般会計から繰り入れて収支ゼロになさいますので、赤字、黒字は何ら関係ありません。それから、水道事業は、年々、これはみなし資金を年間の営業収益で割ってどのぐらいになるか。これも、資金は不足しておりません、余っております。だから、上下逆になるということで、健全化比率20%、赤字が20%、資金不足20%まではということで、うちは黒字でありますので、この辺は何も問題ありません。

それから、実質公債費比率、それから将来負担比率は、非常にややこしい計算をすることになります。これは、基本的な計算は実質公債費がどのぐらいにかかっているかということ、標準財政規模で割るという計算になるんですが、この計算は非常にややこしい。3年間の実質公債費がどのぐらいかというのを標準財政規模、標準財政規模そのものが、町でいろんなデータをほうり込んで出してもらうんですが、これは国が決めた算式でそこへほうり込めば、国の方から逆に出てくるというような、言ってみれば、初めにありきの数字でありますから、非常にその辺は計算がややこしいものであります。それは、大まかな検証はできるんですが、標準財政規模の細かい計算まではなかなかこちらの方でやるとなかなかしにくいぐらいな複雑な計算でございます。

それで、実質公債費比率、去年よりも、これもよくなってきました。これも公債費が、元利償還額がふえた年はふえるということで、これは年度によって数字が変わったりしますので、あんまり3年平均ですが、あんまりやいやい言うこともないかなと。

ただ、将来負担比率は、これは職員の退職給与あるいは町債だとか、いろんな将来あるいは債務負担行為であるとか、そういう将来に払っていかなければならない債務、それがどのぐらいに標準財政規模に対してどのぐらいになるかということでございますが、これもよくなってきました。しかし、この中で、都市計画税の公共下水道事業への町債償還に充当するという率があるんですが、この辺が年々、その下がってきているので、ひょっとするとこれは今後逆に少し落ちていくかなというようなことになるかわからないということのようではありますが、この国の計算がそういった都市計画税の歳入を公債の償還額で割って出しますから、それを比率でこの将来負担比率に入れてくるということで、私から見ますと、都市計画税100%、その公共事業の償還に充当している、100%でいいと思うんです。逆に充当率を下がるように計算しなければならな

いという、こういった非常にややこしい、何でそないすんのかなというようなのもあって、この辺の数字は年々ちょこちょこ変わります。標準財政規模も、ことは去年より大分膨れ上がっております。そんなことでも若干変わるということで、この辺はあんまりやいやい、これがわずかなその比率が上がった下がったというほどのことを神経質に考える必要はないということかなと思います。いずれにしましても、何ら問題ない数字であります。

ただ、この数字がいいからといって、財政が楽であるとか、資金が余ってというようなことは全然、これはいつも申しあげている、国の基準は際どいところだけ、危ないところだけをひっかけるわけですから、これがセーフであってもしんどいところはいっぱいあると、こういうことになっています。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

○里川委員長 辰巳代表監査委員さんには、本当にお世話をおかけいたしました。ただいま報告を受けました審査結果につきまして、質疑があればお受けいたします。いかがでしょうか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○里川委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

辰巳代表監査委員、中川監査委員には、あらかじめ決算審査結果の報告後退席の申し出がございますので、これを許可いたしたいと思います。

両監査委員さんにおかれましては、一般会計及び特別会計の決算審査にあたり、詳細なご報告をいただきまして、ありがとうございました。委員長といたしまして、心からお礼を申し上げます。どうも、お世話をおかけいたしました。

それでは、暫時休憩いたします。

（午前 9 時 5 1 分 休憩）

（午前 9 時 5 2 分 再開）

○里川委員長 それでは再開いたします。

続きまして、一般会計及び各特別会計の決算概要について説明を求めます。

野崎会計管理者。

○野崎会計管理者 それでは、お手持ちの資料の 2 でございます。一般会計決算の状況の資料によりまして、一般会計、特別会計決算の状況につきまして、ご報告をさせていただきたいと思います。

まず、1 ページでございます。座らせていただいて、説明させていただきます。

1 ページでございます。平成 22 年度の予算編成にあたりましては、次に掲げております 6 項目のまちづくりの基本施策として掲げました。前年度当初予算と比較いたしまして、4 億 2,000 万円、6.0% 増加の 703 億 8,000 万円で予算を編成いたしました。

平成 22 年度予算補正の状況でございますが、予算執行の過程におきまして、次のとおり、10 回の補正予算を編成いたしましたところでございます。

繰越明許費等を含めました最終現計予算額は 86 億 7,834 万 9,000 円となっております。これを前年度最終予算額と比較いたしますと、6,414 万 9,000 円、0.7% の減少となっているところでございます。

次に、2 ページでございます。平成 22 年度決算収支の状況についてでございます。

まず、1、決算規模でございますが、平成 22 年度一般会計歳入歳出決算は歳入総額 84 億 7,842 万 5,000 円、歳出総額 78 億 265 万 2,000 円、収支差し引き 6 億 7,577 万 3,000 円となりました。平成 22 年度の一般会計決算額は前年度と比較いたしまして、歳入が 4,389 万 2,000 円、0.5% の増加、歳出が 6,793 万 1,000 円、0.9% の増加となりました。

次に、2、決算収支でございますが、(1) 形式収支につきましては、歳入決算額 84 億 7,842 万 5,000 円から、歳出決算額 78 億 265 万 2,000 円を単純に差し引いた形式収支は 6 億 7,577 万 3,000 円の黒字でありまして、前年度と比較いたしまして、2,403 万 9,000 円、3.4% の減少となっているところでございます。

次に、(2) 実質収支でございますが、形式収支から、翌年度への繰越事業に伴います繰越財源を差し引いた実質収支額は 6 億 2,636 万 2,000 円の黒字でございます。前年度の実質収支額 6 億 6,339 万 4,000 円と比較いたしまして、3,703 万 2,000 円減少しているところでございます。

次に、(3) 単年度収支につきましては、平成 22 年度の実質収支から平成 21 年度の実質収支を差し引きまして、単年度収支は 3,703 万 2,000 円の赤字であり、前年度 2 億 6,682 万 8,000 円の黒字と比較いたしまして、3 億 386 万円減少をいたしているところでございます。

次に、(4) 実質単年度収支につきましては、平成 22 年度の実質単年度収支は 2 億 6,407 万 8,000 円の黒字となり、前年度 2 億 6,918 万円の黒字と比較いたしまして、510 万 2,000 円減少しているところでございます。

決算収支の推移の表につきましては、5年間の推移を示しておるところでございます。
説明につきましては省略させていただきたいと思います。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。

歳入の状況でございます。1、概要につきまして。平成22年度の歳入決算額は84億7,842万5,000円となり、前年度84億3,453万3,000円と比較いたしまして、4,389万2,000円、0.5%の増加となりました。平成22年度決算におきます歳入の特徴を見てみますと、自主財源の中心である町税は前年度と比較いたしまして、固定資産税、都市計画税がほぼ横ばいで、軽自動車税がわずかに増収したものの、町民税、たばこ税が大きく減少したことによりまして、町税全体で対前年度比1億2,886万9,000円、4.3%の減少となりました。地方交付税では地方財政対策が講じられたところではありますものの、大部分は税収減によります基準財政収入額の減に伴います制度上の増によりまして、対前年度比2億602万9,000円、11.1%の増加となっています。この結果、一般財源は67億7,261万8,000円で、対前年度比5億9,235万8,000円、9.6%の増加となりまして、歳入に占める割合は79.9%となります。また、その他の歳入では、国庫支出金は子ども手当交付金、きめ細かな臨時交付金、安全・安心な学校づくり交付金などが増額となったものの、定額給付金給付事業費補助金、経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金などが減額となったことから、対前年度比2億7,720万9,000円、24.4%の減少となりました。

県支出金は児童厚生施設等整備事業費補助金、地球環境保全対策費等補助金、衆議院議員選挙費委託金などが減額となったものの、子ども手当交付金、自立支援給付費負担金、参議院議員選挙費委託費などが増額となったことから、対前年度比642万3,000円、1.6%の増加となりました。

繰入金につきましては、住民公募債の元金償還等のため、減債基金からの繰り入れを行ったことによりまして、8,000万円、4,312.7%の大幅な増加となりました。また、町債では学童保育室建設事業債、土地改良事業債、まちづくり事業債、JR法隆寺駅周辺整備事業債、減収補てん債が減額となったものの、学校教育施設等整備事業債、地方一般財源の不足等に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行が認められております臨時財政対策債が増額となったことによりまして、対前年度比850万円、1.2%の増加となりました。

次に、5ページ、6ページにつきましては説明を省略させていただきます。

次、7ページをお開き願いたいと思います。

歳出の状況でございます。概要につきまして、平成22年度の歳出決算額は78億265万2,000円で、前年度77億3,472万1,000円と比較いたしまして、6,793万1,000円、0.9%の増加となりました。

歳出の内容を目的別に見てみますと、8ページの表でお示しをいたしておりますとおり、民生費が子ども手当支給事業費などの増加によりまして、対前年度比3億3,480万1,000円、17.0%、公債費が平成17年度に借り入れた斑鳩町いきいきの里債の完済や平成19年度に借り入れました生き生きプラザ斑鳩建設事業債の元金償還開始などによりまして、対前年度比1億996万3,000円、12.5%。総務費が財政調整基金への積み立て、土地開発基金への繰り出しなどの増加によりまして、対前年度比3,174万8,000円、2.4%の増加となりました。

一方、教育費が、学校ICT環境整備事業費、斑鳩文化財センター整備事業費、地域活性化経済危機対策臨時交付金及び地域活性化公共投資臨時交付金を活用した各種事業費などの減少によりまして、対前年度比2億9,054万3,000円、24.1%、農林水産業費が土地改良事業費などの減少によりまして、対前年度比4,335万3,000円、34.7%、衛生費が新型インフルエンザ対応費、地域活性化経済危機対策臨時交付金及び地域活性化公共投資臨時交付金を活用した各種事業費などの減少によりまして、対前年度比3,891万円、4.4%の減少となったところでございます。

この結果、歳出の構成比の順につきまして、1として民生費、構成比29.6%、2として総務費、構成比17.4%、3として公債費、構成費が12.7%、4として教育費、構成比11.7%、5として衛生費、構成費11.0%となっているところでございます。

また、歳出の内容を性質別に見てみますと、9ページの表でお示しさせていただいておりますけれども、義務的経費につきましては、人件費14億9,717万6,000円、扶助費9億4,957万1,000円、公債費9億8,811万5,000円となっておりまして、義務的経費全体では34億3,486万2,000円となっているところでございます。

次に、投資的経費につきましては、普通建設事業費4億3,468万3,000円となっております。その他の経費につきましては、物件費16億1,114万8,000円、補助費等で7億9,207万8,000円、繰出金10億2,183万7,000円等となっているところでございます。

次に、（１）義務的経費につきましては、義務的経費全体の歳出総額に占めます割合につきまして、前年度 37.6%と比較いたしまして、6.4ポイント増加し、44.0%となっております。義務的経費全体で、対前年度比 5 億 2,908 万 4,000 円の増、増減率につきましては、18.2%の増加となっております。

また、歳出に充当されました経常一般財源総額に占める義務的経費、充当経費、経常一般財源の割合につきましては、前年度 43.6%と比較いたしまして、1.4ポイント増加し、45.06%となっているところでございます。

次に、（２）消費的経費及び投資的経費につきましては、消費的経費全体の歳出総額に占める割合は、前年度 66.1%と比較いたしまして、2.0ポイント減少し、64.1%となっております。また、投資的経費全体の歳出総額に占めます割合につきまして、前年度 10.6%と比較いたしまして 5.0ポイント減少いたしまして、5.06%となっているところでございます。

次に、ページ飛びまして、11 ページをお開き願いたいと思います。

財政構造等でございます。１、経常収支比率でございますけれども、平成 22 年度決算によります経常収支比率は 91.3%となりまして、前年度の 92.7%と比較いたしまして、1.4ポイント減少をしているところでございます。経常経費におけます経常収支比率への影響を経費別に見てみますと、扶助費が子ども医療費助成などの増加によりまして、1.1ポイント増加し、また、物件費が各種OA機器の再リースによります使用料の減などによりまして、0.7ポイント、補助費が衛生処理場等の補償金や法人税割に係ります還付金の減によります 0.5ポイント、公債費が平成 10 年度に借りましたふれあい交流施設整備事業債や、平成 11 年度に借りました一般廃棄物処理事業債の完済などによりまして、0.5ポイント減少しているところでございます。

下表につきましては、過去 5 カ年の推移を示したものでございますので、そちらにつきましては省略をさせていただきたいと思います。

次に、12 ページをお願いしたいと思います。２、公債費比率でございます。標準財政規模に対します公債費の割合でございます。公債費比率につきましては、9.9%となりまして、前年度 10.4%と比較いたしまして、0.5ポイント減少しているところでございます。

次に、３の財政力指数でございますが、普通交付税の算定に用います基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値をもちましてあらわしました。平成 22 年度では 0.615 となっているところでございます。

なお、この指数が1に近く、または1を超えるほど財源に余裕があると言われておりますが、近年は地方財政計画の圧縮や税源移譲によりまして上昇する場合もありまして、一概に余裕があるとは言えないとも言われているところでございます。

次に、13ページをお開き願いたいと思います。各特別会計の状況でございます。

まずはじめに、国民健康保険事業特別会計決算の状況でございます。

平成22年度国民健康保険特別会計当初予算につきましては、前年度当初予算と比較いたしまして、7,360万円、2.6%増加の29億2,750万円で予算を編成いたしましたところでございます。その予算執行の過程におきまして、4回の補正予算を編成し、最終現計予算額は、34億1,782万1,000円となっているところでございます。これを、前年度最終予算額と比較いたしますと、2,648万6,000円、0.8%の減少となっているところでございます。

平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計決算は、歳入総額28億6,982万2,000円、歳出総額33億1,068万5,000円で、収支差し引き4億4,086万4,000円の赤字となります。このため、平成23年度会計において、繰上充用の予算措置をいたしまして、決算を終えておるところでございます。

なお、平成23年度に返還すべき療養給付費負担金費2,826万7,000円、平成22年度に交付を受けるべき療養給付費等交付金571万5,000円を反映させますと、実質的な収支額につきましては4億6,341万6,000円の赤字となっているところでございます。以下の表につきましては省略をさせていただきたいと思います。

次に、15ページをお開き願いたいと思います。老人保健特別会計決算の状況でございます。平成22年度老人保健特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較いたしまして、3,107万、84.3%減少の577万円で予算を編成いたしましたところでございます。その後、予算編成の過程におきまして、1回の補正予算を編成し、最終現計予算額は1,938万2,000円となっております。これを前年度最終予算額と比較いたしますと、2,268万3,000円、53.9%の減少となっております。

平成22年度老人保健特別会計歳入歳出決算は、歳入総額1,605万円、歳出総額1,605万円で収支差し引きゼロ円となります。以下の表につきましては省略をさせていただきたいと思います。

次に飛びまして、17ページをお開き願いたいと思います。

大字龍田財産区特別会計決算の状況でございます。平成22年度大字龍田財産区特別会計当初予算につきましては、前年度当初予算と比較いたしまして、78万3,000

円、18.5%減少の344万7,000円で予算を編成いたしました。平成22年度大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額350万8,000円、歳出総額が1万8,000円で、収支差し引き349万1,000円で、実質収支額となったところでございます。以下の表につきましては省略をさせていただきたいと思います。

次に飛びまして、19ページをお願いしたいと思います。

公共下水道事業特別会計決算の状況でございます。平成22年度公共下水道事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較をいたしまして、1億5,780万円、11.7%減少の11億8,970万円で予算を編成いたしました。その後、予算執行の過程におきまして、3回の補正予算を編成いたしましたところでございます。最終現計予算額は11億8,619万7,000円となっております。これを前年最終予算額と比較いたしますと、2億5,627万円、17.8%の減少となっています。平成22年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額11億2,395万9,000円、歳出総額11億2,395万9,000円で収支差し引きゼロ円となったところでございます。以下の表につきましては省略をさせていただきたいと思います。

次に、1ページ飛びまして21ページをお開き願いたいと思います。

介護保険事業特別会計決算の状況でございます。平成22年度介護保険事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較をいたしまして、6,890万円、4.5%の増加の16億1,420万円で予算の編成をいたしました。予算執行の過程におきまして、3回の補正予算を編成をいたしたところでございます。最終現計予算額は16億8,712万7,000円となっております。これを前年度最終予算額と比較いたしますと、8,885万9,000円で、5.6%の増加となっております。

平成22年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額16億7,163万8,000円、歳出総額16億6,124万4,000円、収支差し引き1,039万4,000円となりました。なお、平成23年度に精算交付を受ける支払基金交付金54万1,000円、返還すべき国庫支出金169万4,000円、県支出金52万3,000円及び還付未済金103万5,000円が含まれていることから、実質的な収支額は768万4,000円の黒字となっているところでございます。

次に、23ページをお開き願いたいと思います。

後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。平成22年度後期高齢者医療特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較をいたしまして、4,300万円、16.2%増加の3億800万円で予算の編成をいたしました。予算執行の過程におきまして、1回

の補正予算を編成し、最終現計予算額は３億８８７万３，０００円となっております。これを前年度最終予算額と比較いたしますと、３，６３９万円で、１３．４％の増加となっております。平成２２年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額２億７，６３２万６，０００円、歳出総額２億７，６０８万４，０００円、収支差し引き２４万２，０００円となったところでございます。

次に、資料、かわりまして、資料の１の平成２２年度財産に関する調書をごらんいただきたいと思ひます。

財産に関する調書のまず１ページでございます。１の公有財産（１）土地及び建物で、異動のありましたところから報告をさせていただきたいと思ひます。

１ページの行政財産のところでございます。下から３行目、三井観光自動車駐車場で、建物で２３平米の増、２４平米の減となっておりますが、これにつきましては三井観光自動車駐車場のトイレの改修による書きかえによるものでございます。

次にめくっていただきまして、３ページをお願いしたいと思ひます。

同じく行政財産の下から、下段でＪＲ法隆寺駅周辺整備事業用地につきまして、土地で８０７平米の増、２２０平米の減となっておりますが、これにつきましてはＪＲ法隆寺駅南口広場の整備によるものでございます。

次に、その下の西和警察署法隆寺駅前交番敷地でございます。土地で２２０平米の増についてでございます。これにつきましては、交番移設に伴い、ＪＲ法隆寺駅南口広場の一部を西和警察署法隆寺駅前交番敷地に所管替えしたところによるものでございます。

次に、５ページをお開き願いたいと思ひます。

公園の分でございます。上段の公園用地につきまして、目安４丁目公園（旧：（仮称）目安４丁目公園）と同じく法隆寺西３丁目公園（旧：（法隆寺西３丁目地内公園））、龍田北１丁目公園（旧：（仮称）龍田北１丁目地内公園）、和区公園（旧：（仮称）目安４丁目地内公園）につきましては、名称の変更漏れでございます。

次に、７ページをごらんいただきたいと思ひます。下から５行目でございます。（仮称）龍田西８丁目地内ごみ置き場２平米、その下の（仮称）龍田西２丁目地内ごみ置き場３平米、及び（仮称）目安４丁目地内ごみ置き場２平米の２件につきましては、それぞれ土地で増になっておりますけれども、これにつきましては、開発行為によりまして、町へ帰属されたものでございます。

次に、峨瀬地内土地の２１６平米の増につきましては、土地開発公社健全化対策で取得いたしましたことによります増でございます。

その下の合計でございますが、土地につきましては増が１，４８５平米、減が２２０平米で、決算年度末現在高は、３５万２，０３５平米となっているところでございます。

建物につきましては、木造部分の２３平米の増、２４平米の減で、決算年度末現在高は９万１，９６５平米となっているところでございます。

次に、８ページをお開き願いたいと思います。

（３）の物品の異動についてでございます。取得価格１００万円超えの重要物品につきまして、１行目の食器洗浄機の老朽化によります１減、同じく更新によります１増でございます。また、下から６行目のバックホウ１台の増となっておるところでございます。次に、９ページをお開き願いたいと思います。下から２行目のコンベクション・オープン、１台の増、それから、下段の牛乳保冷庫、１台の増でございます。

合計といたしまして、決算年度末現在高は１２３になっているところでございます。

次、１０ページをお開き願いたいと思います。

車両につきましては、乗用車で１台の増、１台の減、貨物車で２台の減、１１ページの軽自動車で１台の増、ごみ収集車で１台の増、２台の減、それから、身体障害者輸送車で１台の増となりました。決算年度末の現在高が合計で４４台になっているところでございます。

次に、１２ページをお開き願いたいと思います。

（４）出資による権利につきまして、決算年度中の増減については異動ございません。出資による権利の決算年度末現在高は５億３，７６４万円となっているところでございます。

次に、１３ページでございます。（５）基金の状況についてご報告をさせていただきたいと思います。決算年度中、増減のありました主なものにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。まず、上から２行目の土地開発基金につきましては、土地開発公社貸付金返済金といたしまして、３，２１４万３，２７９円。積立金で１億４，５００万円。利子の分で１４万８，８８６円、合計で１億７，７２９万２，１６５円の増となっているところでございます。

減につきましては、公共用地取得によります１億９，０８６万４，６０６円で、決算年度末の合計が２，１１７万３，２１９円になっているところでございます。

その下の財政調整基金につきましては、積立金３億円と利子の増で３億１１１万４９１円の増。決算年度末現在高につきましては、１８億５，６４６万７，１７６円というところでございます。

次に減債基金につきましては住民公募債の償還用積立金として4,000万円、大型事業の起債の償還用積立金といたしまして、1,145万7,000円を積み立てております。また、利子分として25万6,670円で合計5,171万3,670円の増でございます。また、減では、住民公募債の元金償還として、8,000万円、財源対策債の償還といたしまして、185万5,000円を取り崩しいたしているところでございます。決算年度末現在高は、2億7,369万4,182円でございます。

続きまして、斑鳩の里歴史文化遺産保存活用基金につきましては寄附金として6万8,149円の増となっております。決算年度末現在高は、863万790円でございます。

次に、下から2行目の介護保険給付費準備基金につきましては、積立金で314万2,761円、利子分で7万6,305円の増、合計で321万9,066円の増でございます。また、減につきましては、1,900万2,000円を取り崩し、介護保険給付事業に充てているものでございます。決算年度末現在高につきましては、6,122万3,350円でございます。

次に、介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、積立金で33万360円、利子分で2,325円の増でございます。減分では417万7,144円を取り崩しまして、決算年度末現在高はゼロ円でございます。

基金の決算年度中の増の合計が5億3,448万9,961円、減の合計が2億9,589万8,750円で、決算年度末の現在高は2億3,859万1,211円増の26億5,509万1,346円となっているところでございます。

次に、貸付金では土地開発基金から、土地開発公社への貸付返済金で3,214万3,270円が上がっているところでございます。

次に、14ページをお開き願いたいと思います。土地につきましては、下段の龍田西7丁目地内、興留5丁目地内、興留10丁目地内の都市計画道路事業用地取得780平米、1億9,086万4,606円の増でございます。決算年度末現在高が面積で3,625平米、価格で7億315万5,322円でございます。

以上で、一般会計並びに各特別会計の決算の概要につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○里川委員長　ご苦労さまでございました。説明が終わりましたので、ただいまの説明に対しまして、質疑があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

小野委員。

○小野委員　まず、先ほどの代表監査委員さんからの審査意見書の中にもありましたけれどもね。その意見書の中の１０ページなんですけどね。これ、説明受けててね、私はまたまたこういう公有財産の管理状況で、開発公社から買ったやつだからということで、脱漏という言葉ですかね、漏れてたんだなということはわかるんですけどね。今、会計管理者もここでおっしゃったように、ただ単に、すうっとこの年に取得したような形で話しておられましたけど、増減、ふえてますと。これについてね、やっぱりもっと慎重にね、財産管理という建前からしなくてはいけないし、代表監査委員さんとか、監査委員さんもね、結局、ちょっともうちょっとその財産管理をね、公有財産のをしなきゃいけないということをここで言うておられると思うんですよ。そしたらね、今のこの決算の委員会ではね、もう少しそこらへ反省の意味っていうたらおかしいんやけどね、例えば、この財産に関する調書、その３ページですね。ＪＲ法隆寺駅前周辺整備事業、８０７がまあ今年度ふえてるような形なんです、まあ、これしょうないけどね。だけど、これは実は１９年に取得していたんですが、というようなね、ことを入れてほしいなと思うんですけどね。こうしてすっともう説明終わってペーパーで残ってあったらこれでいいと考えてないと思うけどね、その点についてね、会計責任者でそこ、どない思うておられますか。

○里川委員長　野崎会計管理者。

○野崎会計管理者　今のご質問でございます。先ほどの辰巳代表監査委員からの決算意見書につきまして、ご説明を受けまして、財産に関する調書につきましては、おおむね適正に処理されているものの、本年度につきましては過年度、特に事業用地とか追加計上、訂正が行われておる中で、そういったチェック面をさらに慎重にされたいということで、大変、私といたしましても、当然のことでありながら、特に慎重さを欠いたものであるということでございまして、この場をおかりいたしまして、お詫びしたいと思います。今後はそういうことのないように、十分チェック機能を果たしながら努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○里川委員長　小野委員。

○小野委員　その思いを込めて説明していただければ、私はこういう嫌みというか、ちょっと言うてなかったと思いますねけど。説明をこうされるときに、代表監査委員さんが、講評の中でも盛んに言われたんかなと思うんですよ。ここへ書いてくるぐらいやからね。だから、やはり、議会での説明にもやっぱりそこは重点的に、さらっと流さんと、ちょっとお願いしたいなと思いますねけど。

それと、もうひとつなんですがね。同じように監査委員からの審査意見書なんですが、これも監査の後の講評で指摘していることだと思うんですが、13ページなんですがね。ちょっと何となくこうぼやっとわかるんですがね、その繰越金。それをまあ、この、この回収には、中ほどに決算で繰越金が確定すれば、なかなか確定しない状態が続いておると思いますが、確定すれば、繰越金増、それから町債減、その歳入予算の補正を行うべきであろう、こういうことを意見書として議会へ提出していただけてますしね、補正予算についてはやはり議会とのいろいろな議論もあって確定するものですのでね、こういうぐあいなことであって、議会も理解しやすいしね、その補正予算を提出してくる側としたら、今後どのようにこの監査委員さんの会計上のいろいろな形でこういう意見を言ってもらっていることに対して、どのように対応しようと、そのように考えておられるのか、ちょっと。それは、財政のことになるのか、副町長になるのか、それはそちらでお願いします。

○里川委員長 池田副町長。

○池田副町長 まず、繰越金についてでございます。これにつきましては、毎年9月定例会で決算審査をご承認いただきましたらということで、この9月の一般会計補正予算、繰越余剰金すべて繰越金として上げさせていただいております。なお、この意見書をいただいております町債の減につきまして、今度は一般会計の補正予算（第2号）でもございますように、平成23年度で予算で後年度で交付税算入なり、いわゆる一般会計そのままの起債につきましては減らそうということで、これにつきまして、減額補正ということで、約6,160万の起債の減少をさせていただいておりますので、今後、こういうことがござい、繰り越しが発生しましたら、当初予算でそういう起債がございましたら、この決算確定した段階で処置を行って、将来の起債の、地方債の減額を進めてまいりたいと、このように考えております。

○里川委員長 よろしいですか。

○小野委員 はい。

○里川委員長 ほかに、何かございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○里川委員長 ほかにないようですので、これをもって概要説明に対する質疑を終結いたします。

それでは、10時45分まで休憩とさせていただきます。

（午前10時32分 休憩）

(午前 10 時 45 分 再開)

○里川委員長 再開いたします。

続きまして、健全化判断比率報告について説明を求めます。西本総務部長。

○西本総務部長 それでは、健全化判断比率をご報告させていただきます前に、おわびを申しあげたいと思います。

決算の認定に係ります議案の資料、先ほど会計管理者のほうから説明が既にございましたが、資料 1 の財産に関する調書に記載漏れがございます。議員の皆様を差しかえさせていただきお願いをいたしました。皆さん方にはご迷惑をおかけし、また、お手数をおかけいたしましたこと、深くおわび申しあげ、今後このようなことのないように、より心がけてまいりますので、よろしくお願いを申しあげます。申しわけございませんでした。

それでは、平成 22 年度決算におけます健全化判断比率等の状況につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、及び第 22 条第 1 項の規定に基づきまして、報告をさせていただきます。

お手元に配付しております資料 7、平成 22 年度健全化判断比率等報告書の 1 ページをご覧くださいと思います。座らせていただいてこの後説明させていただきます。

それでははじめに、ひとつめの資料であります実質赤字収支比率でございます。1 ページの方でございます。

一般会計等におきましては、その支出の主な財源を地方税、地方交付税等の一般財源に求めておりますが、その会計における歳出に対する歳入不足額、いわゆる赤字額を地方公共団体の一般財源の標準的な規模をあらわす標準財政規模の額で除した比率が、この実質赤字比率とされております。

平成 22 年度の一般会計における実質収支額は、6 億 2,636 万 2,000 円の黒字となったことから、実質赤字比率はマイナス 11.39% となり、前年度のかっこ内の数字でございますが、マイナス 12.46% と比較いたしますと、若干 1.07 ポイントですが、上昇をしております。

なお、この実質赤字比率における早期健全化比率基準は、現行の地方債協議許可制度における許可制移行基準であります 2.5% から 10% という数値と、財政再生基準 20% との中間の値をとり、市町村の場合は、財政規模に応じて 11.25% から 15% とされており、本町の早期健全化基準は 14.7% となっております。

また、財政再生基準は市町村の場合、20% とされております。次に、2 つ目の資料

であります連結実質赤字比率であります。連結実質赤字比率は地方公共団体すべての会計の赤字額と黒字額を合算しまして、当該団体をひとつの法人として歳出に対する歳入不足額をその団体の標準財政規模の額で除した比率とされております。

平成22年度の連結収支におきましては、4億9,621万1,000円の黒字となったことから、マイナス9.02%となり、前年度のマイナス8.9%と比較しまして、若干0.12ポイントでございますが、改善をいたしております。

なお、この比率における早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準、当町の場合は先ほど申しましたように14.7%であります。この数値に公営企業等における経営健全化等を踏まえ、5%を加算することとされ、市町村の場合、財政規模に応じ、16.25%から20%とされており、本町の早期健全化基準は19.7%となっております。

また、財政再生基準は同様の観点から、実質赤字比率の財政再生基準に10%加算し、市町村は30%とされております。なお、この比率については、3年間の経過的な基準が設けられており、市町村の場合は平成20年度より21年度決算に基づいた比率は40%、平成22年度決算に基づいては35%とされております。

次に、3つ目の指標の実質公債費比率であります。

実質公債費比率は地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、その団体の標準財政規模を基本とした額で除した比率の3カ年間の平均値とされております。

平成22年度は7.7%となり、前年度の8.7%と比較して、1.0ポイント改善をしております。なお、この比率におきましての早期健全化基準は、現行の地方債協議許可制度において、一般単独事業の許可が制限される基準である25%とされております。また、財政再生基準は、同様に公共事業等において許可が制限される基準であります35%とされております。

実質公債費比率が改善している主な要因につきましては、恐れ入りますが、7ページをごらんいただきたいと存じます。7ページのこの表は、過去3年間の実質公債費比率の算出に用いる基礎数値を表記したものでございます。この表の中段よりやや下の方に、標準財政規模という欄がございます。記載しているアルファベットで言いますとu欄でございますが、そちらの方をごらんいただきたいと思います。町税などの標準税収入額は減少をしているものの、国の地方財政対策により普通交付税や臨時財政対策債が増額となったため、比率算定の分母となる額、下から5行目のz欄の数値が増加したことに

より、t 欄の分子となる額が若干増加しておりますが、結果として比率の減少が見られたところでございます。

また、平成22年度の実質公債費比率は、平成20年度から22年度の3カ年平均であり、単年度の数値は2.5%と高かった平成19年度は今年度より平均対象から外れたことも比率減少の要因のひとつとなっております。

当町の実質公債費比率が、全国の団体と比べてどの程度の水準になっているのかということにつきましては、下2行のところでございますが、平成21年度では全国町村平均13.7%、全国市区町村平均11.2%のいずれもともに下回っているところでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと存じます。4つ目の指標でございます将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額を把握し、その将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除した上で、その団体の標準財政規模を基本とした額で除した比率とされております。

平成22年度は早期健全化基準350%に対しまして、15.2%と、前年度と比較しますと0.5ポイント改善をいたしております。

恐れ入りますが、資料の9ページをごらんいただきたいと存じます。9ページでございます。本町の平成22年度末時点で想定されます将来負担額は長期の借入金である一般会計の地方債残高のほか、公営企業等他会計の地方債残高のうち一般会計が負担するもの、及び一部事務組合により整備した施設に係る地方債のうち、本町の負担金などと合わせまして、中段の将来負担額Aのところではありますが、その額は188億3,846万8,000円、対前年度比863万8,000円の減となっております。

また、この将来負担額に充当が可能とされている財源は、基金、都市計画税や国県支出金などの特定財源、基準財政需要額算入見込み額と合わせて、充当可能財源等Bのところではありますが、180億9,582万円、対前年度比766万9,000円の減となり、実質的な将来負担額は、16のAマイナスB（分子値）のところではありますが、7億4,264万8,000円、対前年度比96万9,000円の減となっております。

一方、その分母となる標準的な規模をあらわす標準財政規模を基本とした額は、17のCマイナスD（分母値）のところではありますが、48億6,086万8,000円、対前年度比1億5,037万円の増となっております。

このように、分母値の増、及び分子値の減となり、ともに比率低下につながったこと

から、将来負担比率は0.5ポイント減の15.2%となったところであります。

将来負担比率につきまして、全国平均と比較してみますと、下から1行目と2行目でございますが、平成21年度では全国町村平均68.6%、全国市区町村平均92.8%のいずれも下回っているところでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りいただきたいと存じます。資金不足比率についてでございます。水道事業会計は3億7万7,000円の余剰金が生じており、公共下水道事業会計は収支ゼロとなっており、いずれの会計におきましても資金不足は生じていないところでございます。

最後に11ページを恐れ入りますが、ごらんいただきたいと存じます。

斑鳩町の健全化判断比率等の推移をまとめております。平成19年度に連結実質収支が赤字となりましたが、それ以降は、ほかのすべての比率をも含め、着実に改善をしてくれているところでございます。

以上をもちまして、平成22年度決算におけます健全化判断比率等の状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○里川委員長 ただいま説明が終わりましたので、これに対する質疑がございましたら、お受けいたします。いかがでしょうか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって健全化判断比率に対する質疑を終結いたします。

続きまして、認定第3号、平成22年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、一般会計歳入全般の審査に入らせていただきます。

それでは理事者の説明を求めます。西本総務部長。

○西本総務部長 それでは、一般会計歳入全般のご説明を申し上げます前に、議案書の朗読をさせていただきます。

認定第3号

平成22年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成23年9月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、一般会計の歳入決算の状況につきまして、順にご説明をさせていただきます

す。座らせていただいて、ご説明をさせていただきたいと思います。

恐れ入りますが、主要な施策の成果、77ページをお開きいただきたいと存じます。

77ページの第2表、平成22年度一般会計歳入決算の内訳をごらんいただきたいと存じます。平成22年度の歳入決算額は、第2表のとおり、84億7,842万5,000円となっております。前年度と比較いたしまして、4,389万2,000円、0.5%の増であります。その主な内訳は町税が28億9,194万3,000円で、構成比が34.1%。次に、下から7行目の地方交付税が20億7,036万6,000円で、構成比が24.4%、下から5行目の国庫支出金が8億6,028万円で、構成比が10.1%となっております。そのほか、下から3行目の町債が7億620万円で、構成比が8.3%、上から7行目の繰越金が6億9,981万2,000円で構成比が8.3%。下から4行目の県支出金が4億361万6,000円で構成比が4.8%等となっております。

次に、これら歳入の状況についてであります。はじめに、町税につきましては、78ページの第3表、平成22年度町税決算の状況をごらんいただきたいと存じます。

第3表のとおり、町税につきましては、軽自動車税が73万円、2.0%の増とわずかに増収となったものの、町民税が1億1,913万8,000円、7.6%の減、たばこ税が1,018万6,000円、7.7%の減と大きく減収をしたことから、町税収入全体では前年度と比較して、1億2,886万9,000円、4.3%の減となりました。また、町税の徴収率につきましては、全体で95.5%となり、前年度と比較して、若干0.2ポイントでございますが、上昇をいたしております。

次に、目的税であります都市計画税の用途状況につきまして、説明をさせていただきます。決算付属参考資料の10ページをごらんいただきたいと存じます。こちらの方で、平成22年度の都市計画税収入額は1億2,571万3,000円で、公共下水道事業、そしてこれまで都市計画事業として借り入れを行った町債の償還金に充用いたしております。これら都市計画事業に係ります一般財源額、3億7,637万8,000円、その全額を充当いたしております。

主な施策の成果、77ページにお戻りをいただきたいと存じます。では、施策の成果、77ページでございます。

町税と並んで、財政基盤の大きな柱である下から7行目の地方交付税につきましては、地方財政対策が講じられましたことにより、国全体の地方交付税総額が6.8%増となる中で、本町においては基準財政収入額における税収等の減などにより、前年度と比較

しまして、2億602万9,000円、11.1%の増となっております。

次に、下から5行目の国庫支出金につきましては、子ども手当交付金、きめ細かな臨時交付金、安全・安心な学校づくり交付金などが増額となったものの、定額給付金給付事業費補助費、経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金などが減額となったことから、前年度と比較いたしまして、2億7,720万9,000円、24.4%の減となっております。

次に、その2行下の町債につきましては、学童保育室建設事業債、土地改良事業債、まちづくり事業債、JR法隆寺駅周辺整備事業債、減収補てん債が減額となったものの、学校教育施設等整備事業債、地方一般財源の不足等に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行が認められております臨時財政対策債が増額となったことから、前年と比較いたしまして、850万円、1.2%の増となっております。

次に、下から4行目の県支出金につきましては、児童厚生施設等整備事業費補助金、地球環境保全対策費等補助金、衆議院議員選挙費委託金などが減額となったものの、子ども手当交付金、自立支援給付費負担金、参議院議員選挙費委託金などが増額となったことから、前年度と比較いたしまして、642万3,000円、1.6%の増となっております。

最後に自主財源と依存財源の状況についてであります。町税や使用料及び手数料などの自主財源は、40億6,249万7,000円で、町税は減額しているものの、繰越金や繰入金が増額となりましたことから、前年度と比較いたしまして、1億1,433万2,000円、2.9%の増となっております。

また、歳入全体に占める割合は47.9%となり、前年度と比較いたしまして、1.1ポイント増加しております。

一方、地方交付税や町債などの依存財源は、44億1,592万8,000円で、地方交付税は増額していますものの、国庫支出金が減額となったことから、前年度と比較しまして、7,044万円、1.6%の減となっております。

以上で、歳入決算状況につきましての概要説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○里川委員長 それでは、ただいま説明がありました一般会計歳入全般についての質疑をお受けいたします。いかがでしょうか。

小野委員。

○小野委員 都市計画税は全額、使途状況では全額充当されてるというような説明やった

と思うんですが。聞き間違ったんかわからへんけど、何か、監査委員さんがね、都市計画税を、いろいろな都市計画事業に使ってもいいんじゃないかなっていうようなことを言っておったと思うんやけど、ちょっとその点、どうなんかな。

○里川委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 先ほど、監査委員さんの方が申されました充当という考え方なんですけども、これにつきましては将来負担の考え方は地方債、いわゆる町債に対してどれだけ充当できるのかという考え方ですので、現在今、先ほど部長が申しあげました都市計画税の使途状況は、都市計画税全体、事業費にも入っておりますので、その関係上、事業費の方は充当全額できますけれども、町債の残にどれだけ充てているのかという考え方でございますので、その辺がちょっと変わっているところでございます。以上です。

○里川委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって歳入に対する質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

(午前 11 時 8 分 休憩)

(午前 11 時 10 分 再開)

○里川委員長 それでは、再開いたします。

それでは、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算審査を行ってまいります。

まずはじめに、第 1 款 議会費についての説明を求めます。藤原議会事務局長。

○藤原議会事務局長 それでは第 1 款 議会費の決算概要についてご説明をいたします。

失礼いたします。主要な施策の成果報告書の 85 ページから 86 ページでございます。

平成 22 年度の議会費につきましては、予算現額 9,819 万 1,000 円、それに対して歳出決算額は 9,474 万 4,134 円となっております。執行率で申しあげますと 96.5%となりました。前年度決算額 9,985 万 768 円と比較いたしまして 510 万 6,634 円、5.1%の減少となっているところでございます。前年度と比較して、決算額が減少いたしました主な理由は、21 年 10 月に議員 1 名が町長選挙の立候補により失職したこと、また、報酬、期末手当等が 265 万 5,000 円の減となったこと、また議員期末手当の支給率を 0.15 月分、実質 0.2 月分引き下げたことにより、83 万 1,000 円の減、また 21 年度事業として地上デジタル放送対応による備品購入費がなくなったことにより、63 万 8,000 円の減となったことによるものでございます。

それでは、事業別施策の取り組み状況についてご説明を申し上げます。

まず、住民意識の醸成と参加機会の充実についてでございます。はじめに、定例会、臨時会の開催についてですが、定例会は4回、臨時会2回が開催をされ、会期日数は延べ88日で、議案総数は110件、うち109件が原案どおり可決となっております。

議員発議及び委員会発議については、議員期末手当の支給率の改定を内容とする条例改正や、町民からの陳情書を受けて提案されました意見書などの条例改正1件、意見書11件を可決し、意見書については政府関係機関に送付をいたしました。

次に、常任委員会及び特別委員会の開催についてでございます。定例会前の委員会を含め、延べ64回、68日間の開催となりました。また、閉会中の委員会活動として、継続審査案件について審議を行うとともに、3常任委員会委員会において、先進地事例に学ぶための先進地視察研修を実施いたしております。

次に、会議録の作成、閲覧について、また、広報活動の充実につきましては、平成21年度と実施内容に特段変わりはありませんので、ご説明を省略させていただきます。

以上、簡単ですが、議会費の決算概要についての説明とさせていただきます。

○里川委員長 説明が終わりましたので、第1款 議会費について質疑をお受けしてまいります。主要な施策成果報告書の85ページから86ページです。

なお、委員の皆さんにおかれましては、質疑、答弁がスムーズに行えますように、今後ご質問の際には、主要な施策成果報告書並びに関係書類等の資料名や資料番号及びページ数など、内容がよくわかりやすいように、それらをお示しいただきまして、ご質問をしていただければ、理事者の方も答えやすいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは質疑をお受けいたします。議会費についていかがでしょうか。

特にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって第1款 議会費についての審査を終わらせていただきます。

続きまして、第2款 総務費について説明を求めます。西本総務部長。

○西本総務部長 それでは、総務部及び会計室が所管いたします歳出決算の状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに第2款 総務費でございます。座らせていただいて説明させていただきます。

平成22年度歳入歳出決算書の86ページからとなっております。また、平成22年

度主要な施策の成果報告書の８７ページから１３２ページとなっております。

恐れ入りますが、決算書の８６ページをごらんいただきたいと存じます。

決算書の８６ページ、第２款 総務費は、予算現額１４億５３万８，０００円に対しまして、決算額は１３億６，１５２万６，３０３円で、執行率は９７．２％となっております。第１項 総務管理費でございます。予算額１１億７，６０４万２，０００円に対しまして、決算額は１１億４，７８５万５，６５２円で、執行率は９７．６％となっております。それでは第１項の総務管理費にかかります主な施策の実施内容につきまして、ご説明を申しあげます。

主な施策の成果報告書の８７ページの方をごらんいただきたいと存じます。

第１目 一般管理費では、予算現額４億９７４万１，０００円に対しまして、決算額は４億４９９万８，８２４円で、執行率は９８．８％となっております。職員の人件費、地域集会所施設整備費補助、コミュニティバスの運行、全国瞬時警報システムの整備などに要する費用の支出が主な内容となっております。

はじめに、８８ページの地域単位の活動拠点の整備充実では、地域集会所施設整備の支援といたしまして、活発なコミュニティ活動を促進するため、自治会等が行う地域集会所の整備に対して、地域集会所施設整備費補助金の交付をいたしました。平成２２年度では１１自治体に対しまして、４０５万１，０００円を交付し、コミュニティ活動の拠点整備に対する支援を行いました。

また、コミュニティバスの運行では、日常生活上の交通機関として、さらには町内公共施設への移動手段の利便性を図りますために、平成１２年度より、町内循環バスの運行を行っておりますが、平成２２年度において、新規車両を更新したことから、運行委託料が１，０７７万３，０００円に変更となっております。また、コミュニティバスの有料広告につきましては、延べ４事業所、１万５，１２０円の収入がありました。

次に、９０ページでございます。

９０ページの行政出前講座の開催では、住民の皆様が関心のある行政課題等について自主的な学習活動を支援するために、職員が地域住民のところへ出向いて説明等を行うことにより、行政と住民との相互理解と信頼感を高め、住民参加のまちづくりの推進を図る目的で開催してきており、平成２２年度の開催講座数は３９件でございました。

開催講座は健康づくりが２４件、高齢福祉が４件、防災、環境問題についてはそれぞれ２件ずつ、また、その他が７件という内容になっております。講師として派遣する職員の資質の向上も図れることから、今後も引き続き啓発に努めてまいりたいと考えてお

ります。

次に、９１ページの情報公開の推進では、平成２２年度におけます公文書開示請求は義務開示が３件、任意開示が２件、合わせて５件の請求がありました。また、斑鳩町個人情報保護条例による個人情報開示は１０件の請求がありました。今後も引き続き、情報開示請求についての周知に努め、より多くの住民の皆様にご利用いただき、町政に対する理解と信頼を深めてまいります。

次に、全国瞬時警報システムの整備では、奈良県防災情報通信設備費整備事業交付金を活用いたしまして、国民保護関係等の警報を受診をいたします全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を導入し、防災情報メールシステムとの連動を図り、有事の際に、住民の皆様に対し情報提供ができるシステムの構築を行いました。

次に、９２ページの人材の育成では、職員研修の実施といたしまして、一般的、専門的知識の習得のための奈良県市町村会館管理組合主催の各種研修への参加、市町村アカデミー研修などの自主研修、さらには救命救急講習やメンタルヘルス研修などの町独自の研修を通しまして、職員の資質の向上を図りますとともに、住民全体の奉仕者としての意識を高め、より一層の行政サービスの向上に努めました。

次に、９３ページ、損害賠償請求住民訴訟事件では、峨瀬自治会集会所建設に係ります損害賠償請求住民訴訟が平成２３年１月１４日、最高裁判所において、町の全面勝訴の判決がくだされましたことにより終結をいたしましたことから、弁護士成功報酬といたしまして３１５万円を支出いたしました。

続きまして、９４ページの第２目 文書広報費でございます。予算現額６７８万４，０００円に対しまして、決算額は６７２万２，７８２円で、執行率は９９．０％となっております。町広報紙の発行、町ホームページの運用などに要する費用の支出が主な内容となっております。

はじめに、広報活動の充実では、広報紙の充実といたしまして、町の重要施策、住民生活に必要な行政情報や生活情報、住民の諸活動を町広報紙等を通じて積極的に紹介することで、住民の行政への関心や理解を得るとともに、住民と行政の相互理解に努めました。また、平成１９年６月広報の広報紙から実施しております有料広告掲載につきましては、掲載件数が６１件、広告料は８７万４，０００円となっております。

また、９５ページのホームページの充実といたしまして、インターネットの特性を生かしたタイムリーな情報提供に努めますとともに、広く町内外に行政情報や観光情報、不審者情報、犯罪情報などを発信をいたしました。平成２１年度に実施しました文字サ

イズ調整機能や音声読み上げ機能の追加対応などのユニバーサルデザイン化の取り組みにより、平成２２年度のアクセス件数は初めて１０万件を超え、前年度と比較いたしまして、９，０７７件、９．４％の増の１０万５，８７９件となっております。

続きまして、９６ページの第３目 財政管理費であります。予算現額３６１万円に対しまして、決算額は３５２万４，９９４円で、執行率は９７．６％となっております。財務会計システムに係ります電算ソフト使用料などに要する費用についてが主な内容となっております。

財務書類４表の作成につきましては地方公会計改革に引き続き対応するため、総務省方式改訂モデルに基づきます財務書類作成に関する助言、指導業務を有限責任監査法人トーマツに委託をし、平成２１年度決算ベースでの財務書類４表を作成いたしました。ただ、一部事務組合などへの連結範囲の拡大、それから、財務書類の整備化や行政運営への活用などの課題がまだ残っていることから、今後、全国の自治体の動向を見ながら、数年をかけて、公会計改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、９７ページのふるさと納税等の状況では、町ホームページの活用や法隆寺ｉセンター、ＪＲ法隆寺駅観光案内所において、リーフレットを設置して、情報発信に努めております。平成２２年度では９７件、１１６万１，６８４円のご寄附をいただきました。その内訳は、「歴史的文化的遺産の保存の活用」に６３件、７４万６，１４９円。また、「すこやかにもとに生きる福祉のまちづくり」に２３件、２５万５，５３５円。「潤いのある魅力的なまちづくり」に８件、７万円などとなっております。また、受け入れ先の別では町内から１８件、２５万３，６８４円、県内からは２０件、２４万円、また県外から５９件、６６万８，０００円となっております。町外からの受け入れが、件数、金額とも伸びてきております。

続きまして、９８ページの第４目 会計管理費であります。予算現額４７万６，０００円に対しまして、決算額は４１万９，７９２円で、執行率は８８．１％となっております。会計システムに係ります電算ソフト使用料などに要する費用の支出が主な内容となっております。

続きまして、９９ページの第５目 財産管理費であります。予算現額５億８，２５３万３，０００円に対しまして、決算額は５億７，６６２万５，６５８円で、執行率は９８．９％となっております。役場庁舎の維持管理基金の運用、来客・職員用駐車場の土地借り上げ、土地開発公社用地の取得などに要する費用の支出が主な内容となっております。

次に、１００ページであります。総合的・計画的な行政運営では、基金の管理・活用として、各基金利子を原資として基金積み立てを行ったほか、減債基金では斑鳩町いきいきの里債や、ＪＲ法隆寺駅周辺整備事業、総合保健福祉会館建設事業で活用いたしました町債の償還対策といたしまして、５，１４５万７，０００円を積み立てるとともに、平成１７年度に発行いたしました斑鳩町いきいきの里債の償還財源として８，０００万円を取り崩しております。

また、平成２１年度の決算剰余金を原資に、財政調整基金に３億円、土地開発公社保有地解消を目的といたしまして、土地開発基金に１億４，５００万円の基金積み立てを行っております。この結果、平成２２年度末の財政調整基金現在高は、１８億５，６００万円余りとなり、過去最高の現在高となりました。

また、入札及び契約の適正化の促進といたしまして、引き続き入札事務の適性化に努めております。平成２２年度で実施いたしました建設工事に係ります入札件数は４０件で、落札率は９１．９２％となっております。このうち、設計金額が３，０００万円を超える建設工事を対象として実施している郵便入札は１０件で、落札率は８９．２２％となっております。また、設計金額が２億円以上の建設工事を対象として実施しております制限つき一般競争入札では１件で、落札率は７０．４１％となっております。

さらには土地開発公社経営健全化の促進といたしまして、斑鳩町土地開発公社の経営健全化を図りますために、平成１７年４月に策定した土地開発公社経営健全化計画に基づき、長期保有地の解消に努め、平成２０年度末において計画目標を達成はいたしましたが、平成２２年度におきましても、一般財源により買い上げ、土地開発基金の活用により、引き続き経営健全化を進めました結果、平成２２年１０月に保有地すべてを処分することができました。

続きまして、１０２ページの第６目 企画費であります。予算現額１億４，３３５万７，０００円に対しまして、決算額は１億２，７２９万８，４０９円で、執行率は８８．７％となっております。男女共同参画社会の推進、ＯＡ化の推進、斑鳩町文化振興財団の支援、いかるがホールの維持管理・運営、第４次総合計画の策定などに要する費用の支出が主な内容となっております。

はじめに、友好都市交流の推進では、長野県飯島町、兵庫県太子町、大阪府太子町の友好都市提携、各町が主催をいたしますイベント等への出店や住民参加を通して、引き続き交流活動の促進に努めました。

次に、１０３ページの男女共同参画社会の推進では、男女共同参画の啓発の推進とし

まして、「女と男とが輝く未来計画」の行動計画に基づき、日々、暮らしのさまざまな場面で、仕組みや習慣などに深く根づいている性別役割分担意識に気づく機会づくりといたしまして、引き続き町広報紙において、「わたしが私らしくあるために」をテーマに毎月、町広報紙に啓発記事を連載いたしました。また、男女共同参画意識の醸成を図るために、6月の男女共同参画週間、これは6月23日から6月29日の期間でございますが、町が作成をいたしました男女共同推進計画啓発のパネル展示を、11月の女性に対する暴力をなくす運動の期間では、女性に対する暴力防止の啓発ポスターや、デートDVについて、マンガ形式でわかりやすい表現をした、「人と人とのよりよい関係をつくるために」の予防啓発教材を活用した啓発展を開催し、女性に対する暴力やあらゆる人権を侵害する行為の撤退に向けた啓発を行いました。また、女性のエンパワーメント活動の支援といたしまして、男女共同参画の啓発実践を行うグループ、いかるがK A I G I が企画運営をする事業を支援いたしました。平成22年度においては「夫婦Duoが奏でるオカリナ歌ピアノの調べ、音楽世界めぐり」と、「児童と留学生の交流」の2つの事業を支援をいたしました。

104ページの女性総合相談の実施としまして、女性の人権を侵害する深刻な問題や、女性が抱えますさまざまな問題に対して相談、助言を行い、相談者みずからが問題解決できる糸口を提供するために、引き続き、相談窓口を開設いたしました。平成22年度では相談者数10名、うち新規が9名、延べ11回の相談がございました。身近な相談窓口として、引き続き、ひとりで悩んでおられます女性をなくしていこうとする役割を担ってまいりたいと考えております。

次に、OA化の推進では、役場庁舎と水道庁舎、生き生きプラザ斑鳩、いかるがホール、中央公民館、西公民館、東公民館、すこやか斑鳩・スポーツセンター、文化財センターを高速大容量の光回線で接続することにより、日常業務の効率化を図っております。また、住民や企業等が時間や場所の制約を受けず、インターネット等を活用して、オンラインで申請・届出等行政手続を安全に行うことができるシステムの開発を行いますために、奈良県及び県内市町村で組織する奈良県電子自治体推進協議会に参加し、汎用受付システムの共同開発・運営を引き続き進めております。この中で開発されましたインターネットを活用しての施設の空き状況の確認や、予約申請ができる施設予約システムを平成20年6月から、中央、西、東公民館と中央体育館で、また、平成21年7月から生き生きプラザ斑鳩の施設の空き照会を開始をしているところでございます。受け付けできる施設全体の電子化率は約22%となっております。

また、平成２２年度では職員採用試験の第１次試験の申し込みについて、インターネットで申し込みができる電子申請サービスを開始いたしました。

次に、１０５ページの太子の日フォーラムの開催では、聖徳太子ゆかりの町として、太子の和の精神を未来に引き継ぐことを目的として、毎年２月２２日に、太子の日フォーラムを開催し、町内外に太子の和の精神と斑鳩の文化を発信いたしました。

次に、１０６ページの文化・芸術の振興では、NHK共催催しの開催といたしまして、住民の皆様が質の高い文化・芸術に触れる機会づくりとして、NHKと共催で、いかるがホールにおいて、上方演芸会などの催しを開催いたしました。

次に、１０７ページ、いかるがホールの利用状況につきましては、大ホール利用率は７２．９％ですが、大ホールは歌謡ショーやカラオケ発表会などの減により、４．１ポイントの減少はしていますものの、小ホール利用率は６５．９％が１０．３ポイントの増、また、研修室利用率は９０．９％が３．６ポイントの増となっております。

次に、１０８ページのまちづくりを担う人材の育成では、引き続きまちづくり太子塾の活動を支援することによって、住民の創意や工夫を生かしたまちづくりへの取り組みを主体的に行える人材の育成に努めてきております。

次に、１０９ページの第４次斑鳩町総合計画の策定では、総合計画の策定に向けて、総合計画審議会の調査・審議をいただきまして、平成２２年１１月１１日に、本計画の答申をいただきました。その策定に当たりましては、８月に中間報告といたしまして、これらのこれからのまちづくりや参加と協働のあり方を考えるための「まちづくりフォーラム」を開催するとともに、１０月にはパブリックコメントを実施し、広く意見を求め、平成２２年１２月６日に議会のご議決をいただき、策定をしたところでございます。

続きまして、１１０ページの第７目 公平委員会費であります。予算現額６万４，０００円に対しまして、決算額は３万４，２００円で、執行率は５３．４％となっております。公平委員会の運営といたしまして、奈良県公平委員会連合会主催の研修に参加し、委員の資質向上に努めてきております。

続きまして、１１４ページ、第１０目 防犯対策費であります。予算現額９０３万円に対しまして、決算額は８４４万８，５２８円で、執行率は９３．５％となっております。消防団員による年末警戒の実施や、地域防犯の推進、防犯灯維持管理の助成などに要する費用の支出が主な内容となっております。

はじめに、防犯意識の高揚では、生活安全推進協議会の活動に対する支援といたしまして、平成９年１２月に制定をいたしました斑鳩町安全で住みよいまちづくりに関する

条例の趣旨に基づき、斑鳩町生活安全推進協議会が中心となり、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりました。１１月には「第９回身近な犯罪から家庭を守る町民集会」としまして、犯罪の発生状況や身近な犯罪の防止対策等についての講演会を開催し、住民皆様の自主防犯意識の高揚に向けて取り組みを行い、また、平成２３年３月には、「第１３回安全と安心を守る町民の集い」として、暴力団の現状とその対応方法等についての講演会を開催いたしました。

次に、防犯体制の充実では、防犯灯の維持管理費等への助成といたしまして、犯罪等の防止を図るために、自治会が設置及び管理を行う防犯灯の設置工事並びにそれら自治会管理の防犯灯に要します電気料金等の維持経費に対しまして、それぞれ補助金を交付し、防犯対策の充実に努めました。

また、１１５ページの年末警戒活動としまして、１２月２８日から３０日までの３日間、夜から翌日の朝にかけて、町消防団によりまして、町内の巡回を行っていただき、安全の確認と火災予防に努めました。

続きまして、第２項 徴税費についてであります。

恐れ入りますが、決算書のほう、９８ページをごらんいただきたいと存じます。

中段のほうです。第２項 徴税費が予算現額１億３，１６０万２，０００円に対しまして、決算額は１億２，４９５万５，９０８円で、執行率は９４．９％となっております。

それでは、第２項 徴税費に係ります主な施策の実施内容につきまして、ご説明を申しあげます。主要な施策の成果の１１７ページにお戻りをいただきたいと存じます。

第１目 税務総務費では、予算現額６，９５７万４，０００円に対しまして、決算額は６，８０１万７，７６１円で、執行率は９７．７％となっております。職員の人件費などに要する費用の支出が主な内容となっております。

続きまして、１１８ページの第２目 賦課徴収費であります。予算現額６，２０２万８，０００円に対しまして、決算額は５，６９３万８，１４７円で、執行率は９１．７％となっております。はじめに、町税徴収率の向上につきましては、文書による催告を中心とした滞納整理を展開いたしました。典型的な文書催告の場合、個人住民税の滞納者に対しましては地方税法第４８条に基づく徴収及び滞納処分の奈良県への引き継ぎを予告する旨の催告、また、県内一斉滞納整理期間においては、赤色封筒による文書催告等を行いました。また、再三の催告にもかかわらず、納付あるいは納付相談のない未納者については、財産の調査を行い、財産調査を実施し、判明した財産に対す

る差し押さえ等の滞納処分を行いました。

次に、１１９ページの滞納処分実施状況についてであります。平成２２年度では差し押さえが５７件、参加差し押さえが３件、交付要求が１４件で合計７４件。滞納額で２，０７０万５，０００円を処分しております。これらのうち、または換価または配当により、税に充当できたものは４４件、金額は６１８万２，０００円となっております。

次に、１２０ページの事務の効率化では、国税連携への対応といたしまして、これまで紙媒体であった確定申告書データの電子的送付が平成２３年１月に開始をされましたことから、データ受信のための地方税ポータルシステムを整備するとともに、送信されたデータを住民税の基幹システムに直接取り込めるようなシステムを改修し、課税事務における入力作業の軽減等を図りました。

次に、行政サービスの充実といたしまして、コンビニ収納、ペイジー収納の導入についてであります。収納方法の多様化による住民サービスの向上に向け、庁内に検討会議を立ち上げ、新収納方法の導入に係る調査研究を行い、平成２４年４月の運用開始を目途とするコンビニ収納、ペイジー収納の実施計画を策定いたしました。このコンビニ収納、ペイジー収納につきましては、平成２３年度において委託業者を決定、運用に向けたテスト作業等を行い、平成２４年４月からの導入を行ってまいります。

なお、この収納方法が利用できる税目は個人住民税の普通徴収分、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税としており、また、コンビニ収納のみではございますが、水道料金についても対象としております。

次に、１２１ページの町税収納率についてであります。平成２２年度の町税の収納率は現年度分が前年度の９８．２％より、０．１ポイント上昇の９８．３％、滞納繰越分は前年度の２７．１％より、２．４ポイント上昇の２９．５％となっております。

次に、１２２ページの不納欠損処分の状況についてであります。地方税法の規定に基づき、合計で１，０２６万４，３５９円の不納欠損処分を行っております。納税義務者の実人数は１２５人、延べ件数は３８１件となっております。

これらのもの不納欠損処分を行ったもの、滞納が発生した当初から、再三にわたり催告等を行ってきたものの、その後の調査等により、処分する財産がない、あるいは本人の居場所が不明であったり、また本人が死亡し、相続人がいない者、あるいは競売開始により、交付要求を行ったものの事件終了により配当がなかったもの等となっております。平成２２年度では現年度分、滞納繰越分ともの収納率は前年度を上回っておりますが、現下の厳しい社会経済情勢の影響等により、税収は減少し、本町の町税を取り巻く

関係は厳しい状況となっております。こうしたことから、公平、中立、簡素という税の基本原則に沿いまして、引き続き、適正な賦課を行うとともに、早期に滞納整理に着手するなど、新規の滞納者を増加させない取り組みを進め、累積滞納額が増加しないように、現年度分の収納率の維持向上に努めてまいります。

続きまして、第４項 選挙費についてであります。恐れ入りますが、決算書の１０２ページをごらんいただきたいと存じます。下の方でございますが、第４項 選挙費は予算現額１，８８７万７，０００円に対しまして、決算額は１，６３０万６，６５６円で、執行率は８６．３％となっております。それでは、第４項 選挙費に係ります主な施策の実施内容につきまして、ご説明を申し上げます。

主要な施策の成果報告書の１２６ページをお願いいたします。第１目 選挙管理委員会費では予算現額１７２万円に対しまして、決算額は１６８万３，０６４円で、執行率は９７．８％となっております。選挙管理委員会の開催といたしまして、選挙人名簿の定時登録などの定期的な委員会の開催をはじめ、参議院議員総選挙、統一地方選挙の適正かつ円滑な執行を図るための委員会などを開催いたしております。

続きまして、１２７ページ、第２目 常時啓発費では予算現額７万円に対しまして、決算額は４万９，２５０円で、執行率は７０．３％となっております。明るい選挙啓発の推進といたしまして、新成人への選挙啓発パンフレットの配布、参議院議員選挙時には選挙への関心を高め、公正な選挙が行われますように、明るい選挙推進協議会委員によります街頭啓発を実施するとともに、委員の見識を高めますために、奈良県明るい選挙推進協会主催の研修等へ参加をいたしております。また、明るい選挙啓発ポスター作品の募集といたしまして、小・中学校の児童・生徒にも選挙への理解と関心を高めていただきますために、明るい選挙を題材としました啓発ポスターの募集を行い、７３点の応募がございました。

続きまして、１２８ページの第３目 参議院議員選挙費では、予算現額１，０９０万円に対しまして、決算額は９４８万８２４円で、執行率は８６．９％となっております。平成２２年７月１１日執行の参議院議員選挙に要しました経費でございます。

１２９ページの第４目 奈良県知事・議会議員選挙費では、予算現額５７７万４，０００円に対しまして、決算額は４９４万４，６２８円で、執行率は８５．６％となっております。平成２３年４月１０日執行の奈良県知事・議会議員選挙の準備に要しました費用となっております。

次に、１３０ページの第５目 斑鳩町議会議員選挙費では、予算現額４１万３，００

0円に対しまして、決算額は14万8,890円で、執行率は36.0%となっております。平成23年4月24日執行の斑鳩町議会議員選挙の準備に要しました経費となっております。

続きまして、第5項 統計調査費であります。恐れ入りますが、決算書の106ページをごらんいただきたいと存じます。下の方でございます。第5項 統計調査費は予算現額1,055万6,000円に対しまして、決算額は929万1,125円で、執行率は88.0%となっております。それでは、第5項 統計調査費に係る主な施策の実施内容につきましてご説明を申し上げます。

主要な施策の成果報告書の131ページをお願いいたします。第1目 指定統計調査費では予算現額1,055万6,000円に対しまして、決算額は929万1,125円で、執行率は88.0%となっております。引き続き、個人情報の保護等に細心の注意を払いながら、平成22年度におきましては国勢調査（本調査）や、工業統計調査、経済センサスなどの指定統計調査を実施いたしました。

続きまして、第6項 監査委員費についてであります。恐れ入りますが、決算書の108ページをごらんいただきたいと存じます。決算書の中ほどでございます。第6項 監査委員費は、予算現額1,018万5,000円に対しまして、決算額は1,010万2,530円で、執行率は99.1%となっております。

それでは、第6項 監査委員費に係ります主な施策の実施内容につきましてご説明を申し上げます。主要な施策の成果報告書の132ページをお願いいたします。

第1目 監査委員費では予算現額1,018万5,000円に対しまして、決算額は1,010万2,530円で、執行率は99.1%となっております。毎月の例月出納検査及び一般会計、各特別会計並びに水道事業会計に対しての決算審査と、財政健全化審査を合わせて6日間、定期監査を計5日間、それぞれ実施していただきました。また、財政援助団体等の監査といたしましては、本年度は一般社団法人斑鳩町観光協会の監査を実施していただきました。

以上で、第2款 総務費のうち、総務部及び会計室が所管している歳出決算の状況につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○里川委員長 説明が終わりましたが、時間の都合上、質疑の方は午後からお受けしたいと思いますので、今から1時まで休憩とさせていただきます。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○里川委員長　それでは再開いたします。

午前中に説明を受けておりました第２款　総務費について、質疑をお受けいたします。

主要な施策の成果報告書の８７ページから１３２ページまでの総務部所管につきまして、質疑をお受けしていきたいと思います。委員の皆様の方からどうぞ。

辻委員。

○辻委員　まずはじめに、８８ページの総務管理費で、コミュニティバスの運行で、コミュニティバスの運行から１０年がたっていると思いますが、順調に運営されているということで、利用者、若干、前年よりは減っておりますけども、やっぱり４万人強の利用者があるということできてます。特に感じますのは、高齢化が進む中、丘陵地域においてのお住まいの方にとっては、この辺は錦ヶ丘とか、西の山とか、いろいろな地域がありますけども、特に丘陵地の方が日常の買い物等に大変不便をされていると。いわゆる買い物難民ということでされています。今後、このような方を、安心した買い物ということで、公共施設の整備ときめ細かなやっぱり運行が求められてくると考えてますことから、今後はもうひとつ、今のコミュニティバスのルートでいくのか、さらにふやしていくのか、また地域を２つに分けるとか、またいろんな、それかまた今のルートをそのままにしといて、きめ細かな、やっぱりそういう買い物難民と言われる丘陵地、錦ヶ丘とか、西の山とか、その辺の方の買い物、買い物やなしにまた公共施設の利用ということでやったら外出支援にもなりますので、その辺を今後何とか、すぐにはなかなか難しいと思いますけども、今後、何か対策というか、検討していくことはされようとしているのか、お聞きします。

○里川委員長　小城町長。

○小城町長　今おっしゃられたように、コミュニティバスは走らせて１０年ということでございますけれども、これは町民からも非常に喜ばれております。いずれにいたしましても、こういう問題等についてですね、やっぱり１年ぐらいかかると思いますので、来年がちょうど町制６５周年ということで、来年１年かけてどういう形態をたどっていくのかということで、できれば平成２５年ぐらいからできるような体制、特にやっぱりその丘陵地、北庄とか、錦ヶ丘とか、いろんな部分、白石畑とかありますけども、そこらを社会福祉協議会のバスを走らすのか、あるいはそういうことも踏まえてですね、やっぱりそういうこともきめ細かくしていくのも大事であろうし。そういうことで、今のコミュニティバスはコミュニティバスという関係でいくとしたら、やっぱりそのワゴン車的なそういうものを社協でやっていくのか、そこらをやっぱり町と社協とのリンク、そ

ういうものを考えて、平成24年度中にですね、1年間かけて、そういうふうなものを精査して、25年からそういう形でやっていきたいと思っております。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 これもなかなかやっぱり地域性もあって難しい問題も出てきますけども、こちら、十分やっぱり委員会とも十分相談していただく中で、できるだけ今町長さんに答弁をいただいておりますので、その辺も含めて、今後お願いしたいと思います。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 今、辻委員から貴重な提言をいただいたので、ありがたいなと今思って聞いてたんですが。と言いますのは、私は昨年度、錦ヶ丘の自治会長をさせてもらって、社協の懇談会ということで申し出があったので、それを1月16日ですかね、受け入れて、いろいろなことを住民からもアンケートをとって懇談をさせていただきました。その中で、住民にとってみたらね、社協と話ただけではあかんのと違うんかというような認識でもおられたんですが、社協は全面的に対応するというのも、町へ働きかけるとかいう約束をしてもろてましてね、ある程度期待はしてんねんけど、やっぱり議会からこうして言うてもらえるということはあるありがたいなと思ってるしね、ぜひとも、買い物難民についてはいろいろ話が出まして、なかなか難しいなという感触いうのを持っていたんですがね、今、辻委員から言ってもらって、町長からこのような答弁いただいて、自治会としても、今の自治会長にも早速報告しとこうかなと思いますので、ぜひとも町長、社協と一緒に、早い目に、今の予定では25年度ぐらいからということですが、できれば早い目に、1年でも早目にやっていただけたらありがたいと、ちょっと今の意見が冷めんうちに、ちょっと中座させたような感じになんねけど、申し添えておきますので、お願いします。

○里川委員長 町長からも答弁ありましたし、この件につきましてはいろんな議員がたくさんの住民からお聞きしているような内容の問題だと思いますので、ただいまの委員の申し出のように、できるだけ早く検討して、少しでも早く試行というのか、そういうものも含めて考えてやっていっていただきたいというふうに思っております。

続いて、辻委員。

○辻委員 もう一遍。114ページの総務費、総務管理費で、自治会防犯灯維持管理費ということで、以前に私も一般質問させていただいております。この防犯灯の負担というのが、自治会に未加入者が急にふえてるということで、いろいろ町としてもこの自治会の加入について、いろいろ広報なり努力はしていただいておりますけど、いまだに自治

会の未加入がふえていると。その中で、同じその地域の中でも未加入者がおられて、その防犯灯の管理は自治会がしてるということで、それによって自治会のこうトラブルというのが起きることもありますし、それともうひとつまた、大変自治会運営が厳しい時代にもなっています。今後、そういう意味もありながら、自治会の防犯灯の負担について、今日までどのように検討されてきたのか、多分、これも負担いうても、管理いうても自治会が、町が全面管理はなかなか難しい問題もありますので、その辺の負担の割合というのか、その辺もどのように検討されていくとか、お願いします。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 自治会の防犯灯の電気代などの維持管理の方につきましては、以前にもご質問がございました。ご答弁をさせていただいておりますように、近隣の町村と相当比較いたしましても、充実した制度というふうになっております。このようなことから以前から自治会にお願いをしているところでありまして、今後ますます地域のことに付きまして、地域の方がみずからというふうな考えがありまして、さらなる自主的とか主体的な新たなそのコミュニティづくりが必要となってくるので、引き続きこのような態勢でお願いをしたいというふうに考えております。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 態勢も態勢ですけども、負担についても今は1灯あれ、何ぼか町が負担されて、今、現在執行350万か、維持管理の補助をされてますけども、あと倍ちょっと費用がかかりますけども、何ぼか負担もできるだけ今後検討していただきたい。管理は管理でまたいろいろありますけども、負担もお願いしたい。それとまた特に、近隣の住民の方が、これはどこの防犯灯というのがわからずに、例えば、役場へ防犯灯切れてんでって言って、役場へ来はったら役場はこれは違いますよと、これは町では管理してませんと。でまた、それをどこの自治会やわからん場合も出てきますし、その辺も充実もしていただきたいということを、即にやっぱり予算かて難しいと思いますけども、またこれは予算、決算ですので、予算管理でもありますので、また次回にまた言わせてもらうということで、一応要望だけさせていただきます。

○里川委員長 この防犯灯に関しましては以前からもいろいろ、他の議員さんのお話も私も聞かせていただいております。ただいま、課長の答弁では近隣に比較して充実しているというご答弁でしたけれども、斑鳩町におきましては自治会の加入率っていうものがどんどん下がってきている状況の中で、自治会運営そのものが大変になってきているというような現状もございます。他の市町村の自治会への加入率ですね、未加入者がどれ

ぐらいおるのか、加入されている世帯、どんだけ構成されているか、そういうことも合わせてまた検討していただきましてね、この問題、今後どうしていけばいいのか、やっぱり未加入者がふえてる中で、今地域でもいろんな問題を多くの議員が聞いていると思いますので、また、よろしくお願いします。

ほかに、委員皆さんの方で何かございますか。

飯高委員。

○飯高委員 自治会のこと云々について、確かに自治会の未加入者がふえてきているというのが現状であります。その中で、自治会運営も大変だし、しかしながら、やはりその地域に住む人を守っていくということも、いろいろ災害の中でそういった必要もされているということでもありますけども、やはりそういった傾向の中で、今後それをそのまま放置していけばいいんかということではなしに、行政のほうもPRしながら努力をされていると思います。今後、それを改善していくための施策として、今後ほかの地域、うちに限らず、他の自治会においてもそういう傾向にある中で、やはりそれを改善するための何かこうやっぱり今後研究が、まあ視察するといったらあれやけども、そういうことを考えていかなければならないのかなと思います。そういうことをちょっと思いました。

それとですね、集会所の件なんですけども、前にも同僚議員も一般質問でいろいろされました。今、集会所、ちょうどこの交付状況を見てみますと、だんだん各地域の集会所というのは建てられてからもう十数年建って、ほとんど老朽化しているというのが現状です。その中でいろいろと外壁とか、こう書いてありますように、エアコンの必要性ということから、いろいろと修繕もされています。これはこれで補助金交付ということとされているんですけども、なかなか聞いてみますと、自治会にあっては集会所をこういうふうに修繕するということに対しての資金というか、なかなかない状態なんです。やっとなんかこういう形で決められてした自治会もあると思います。なかなかあれもしたい、これもしたいと言いながらも、最低必要限の予算でこういう形でされてると思います。今やはりこの高齢化になりますと、やはり集会所でも畳からやっぱり机があったりしてするんですけども、やっぱりちゃんとしたこう机と椅子とかいう備品がね、やっぱり求められてくると思うんです。会合になると、どうしてもやっぱりそういう欲しいなと思いつつ、設置できないという、先ほど申しましたように、資金の関係で。だから、今行政では前向きに検討していただいていると思うんですけども、ちょっとその状況について、もしか報告できればお聞かせ願いたいと思います。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 地域集会所の整備の方につきましては、総合計画の基本施策である「ともに築く協働のまちづくり」に欠かせないものであり、その地域住民の活発なコミュニティを推進するためにも重要な施策であるというふうに町としても考えております。近い将来、高齢者率がおっしゃるように、30%を超えてくるということが想定される中におきましても、また、その地域の子育てとかの支援を充実をさせていくという、そういったことも必要であるということからも、地域のコミュニティが果たす役割というのが必要であり、不可欠であるというふうになっております。その拠点となる施設の役割も重要であるという認識はしております。

地域集会所の施設整備補助金につきましては、過去にいただいた要望も踏まえて、他の市町村の状況を調査、検討しているところでございます。引き続き、その補助制度の拡充、先ほどおっしゃいました備品等についても、その財政状況等を勘案をしながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。そういったことでございます。

○里川委員長 西本総務部長。

○西本総務部長 ちょっと補足させていただきます。もう既に、以前一般質問等でおっしゃっておりますので、この11月をめどに検討をして、委員会にもご報告できるように、今検討中でございますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。なお、椅子等の備品等につきましても、している市町村がございますので、その辺の情報はつかんでおりますので、そういったことも含めまして、また委員会で報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 他の市町村云々じゃないんですけども、見てみますと、やはりかなり交付状況の助成額の対象になるもののがかなりふえてきてます。やはりその状況、今の状況を踏まえて、よく踏まえてしていただきたいと思います。これによって、地域がやっぱりコミュニティがそれだけふえるということは、プラスになっていくと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○里川委員長 以上でよろしいでしょうか。ほかに。

小野委員。

○小野委員 まず、関連という形で、今の同僚委員の質問にも、防犯灯のことも辻委員おっしゃってますけれどもね、これちょっと、防犯灯等、自治会で負担しているということをもう一回考え直す必要があるときに来てるのかなあと。というのは、その自治会

で電気代を払って、それに補助を出している。それはそんでありがたいことだけでも、防犯灯の電気代がね、なぜ自治会が負担せないかんのかなと。ちょっと基本に戻ったらね、おかしい話かなと思いだして。同じ錦ヶ丘の話ばかりするような感じだけどね、平成8年に、私、総務担当幹事ということで入ったときに、ある1区画を2つに割って、当時は集中浄化だから、集中浄化のあれがもう入らなかったんですよ。それで、隣のほん隣接する隣のところから転居されてきた。その方は、そのもともとの自治会に入会しているので、もう錦ヶ丘に入りませんということで。そしたら、役員の中でね、あの前に防犯灯あるのに、あの電気代というような話をしておられたことを今ふっと思い出したのでね。自治会が防犯灯のその電気代を払っていく、だから、自治会に入会していない人にはそれを使わしたらおかしいんじゃないかなという話も出てくるんですね。だけど、防犯灯いうたら、斑鳩町の住民全体の、その方にとってみたら、当然利益を受ける住民税も払っているから、そういう施設であるんやろなあと。それで、6月でしたかね、その補助率を上げようとか、上げてもうたらとかいうような何か一般質問あったように記憶してるけど。ここで1回、防犯灯は設置義務、電気代の義務っておかしい話やけど、それはやっぱり町の方でせなあかんのかなと。そういうことも踏まえてちょっと検討していくべきじゃないのかなと思いますけどね。錦ヶ丘もリニューアルして明るくなりましたけど、補助金をいただいて、明るくなってようになったなあっていうような感じやけど、やっぱりその元になるお金が必要ですし、今の地域集会所の整備についてもこの補助金の残りをやはり用意せなあかんとか、なかなか治したくても治せないというような感じになってくるのかなと。そしたら、その集会所の方で、私は一般質問でいろいろ言いましたけど、この今、こうして列記されている、果たしてこの集会所が権利関係っていうことを考えていったら、この例えば、名前出したらあかん、このうちの1つのところで登記してなくて、ここのもんだという感じで補助しているっていうのはこれはおかしい話やと。だから、しっかりとやっぱり一般質問で言うたようにそこの建物の表示という形で登記をここの自治会でする。それで、地縁団体となってもらいたいということをも早急にやってもらいたいなと。先ほど、代表監査委員も、あれはちょっと意味違うんかなと思ったんやけど、その補助金を出す相手が任意の団体というのか、任意っていうんですか、こういう自治会でも。本来は違うんですね。どっちかわからんねんけど、多分この自治会やろと思って、そっから上がってきた自治会という。そしたら、法律的にはおかしいことになるのかなということにもなりますのでね、ぜひとも未登記の建物ははっきりとそこの自治会の名前で、それから、そこの地縁団体になってもらって、一般質問

では言いませんでしたけど、地縁団体を設立するときには、必ず会則が必要になってくるんですね。今、会則というものがなしの自治会運営をされてるところも多分あると思うんです。それはやっぱり今後、その自治会を役員に入っていくときに、何もマニュアル、会則というものが無いから、やはりやりにくいこともあるように思いますので、少なくとも自治会館を持ってる自治会にはそういう指導をしてもらって、そして、その地縁団体でありますか、そこの代表者からの補助金申請という形でしてもらおうのがやはりいいんじゃないかなと。そのように思いますので、これについては答弁は結構ですので、私が今みさせてもらった中での質問ということで。

100ページの入札・契約の適正化ということで、落札率云々は、私は代表監査委員がおっしゃるとおりだと思うんです。落札率が低すればいいというような、低かったらそれでいいという問題ではないと思いますし、以前ね、その落札率を下げて何かわけのわからん、ここまで言うたらわかるのかな、受益者負担金のね、これはそこへ充てるから事業が進むんやというようなビラをまいておられた方もおられましたけど、落札率は敢えて競争するものじゃない、下げるものじゃないと思いますので、そう思っている中で、以前からもちょっと気になってたんですが、郵便入札いうのを、割と自治体としては早く取り入れられたという記憶があるんですが。その郵便入札が設計金額が3,000万を超えるというそういう線を引いてしておられたなあと、今これを見たらわかったんですがね。その郵便入札そのものは、その落札率も下げてますから、見た目はいいんですが、私は今いろいろなことで、何で3,000万以上に限ってやってたのかな、試行してたということも、それから、落札率が下がるようにやってたのかなということがそういう判断を皆がしていくんかなとも思うんですがね。郵便入札とか、それから一般競争入札でね、郵便で受け付けている、3,000万以上であるということでしたら、その結果、見せてもらったらね、例えば、それに応札してきたのが3社あったと。そのうちの2社がその予定価格より上で入れてきてるんですね。1社だけが予定価格より下で入れてきている。これ、入札としてね、私は成立してるのかどうか、クエスチョンだと思うんですよ。斑鳩町はそして予定価格言うてますから、それ以上で応札するということは、それはもう入札のその基本から言うたら、失格者なんですよ。そしたら、1社しか応札してないのに、それがそしたら有効なのかということもあるんですが、1社でもそれがあったからそれでそこと契約していくんだということですね。それで、そしたら、入札ということに対してもその今後そこらは、応札させられること要らんのと違うかなとか。それと、多分郵便入札か一般競争入札かどっちかちょっとあれやけど、そ

ういう半面、辞退ということだね、金額が入ってない報告ももらうんですがね。そこら、どない考えてしたらいいのかなあと。入札についての成立ということは、どういう状態をもって、何社からで競争をさせて、その中の一番低いところに話すんやというのが基本だと思うんですが、それでも成立してあったら、それでいいという考え方なのかね、そこらちょっと1回示してもうときたいなと思うんですけど。

○里川委員長 面巻財政課長。

○面巻財政課長 ただいま入札の件で、お聞きの件なんですけども。どれだけで入札が成立かということなんですけども。例えば3社指名競争入札で行いました。うち2社が辞退されましたといった場合でも、1社については応札させまして、その応札がいわゆる予定価格以下であれば、入札の方は成立するような形で、現在の方は進めさせていただいております。建設工事におきましては、予定価格の方を公表しておりますんで、仮に予定価格以上で建設工事の場合、入札があった場合につきましては失格という取り扱いをさせていただいているところでございます。以上です。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 そしたら、その1社でもそうして予定価格より下で郵便で送ってきた場合は、それは成立してあって、執行していると、そういうふうと考えていって、その辞退というのと、その予定価格より上に入れてきた、辞退されたというところに対しては、今後指名しないとか、そういう罰則はないんですか。罰則というんか、その入札の指名願を出してきてる、仕事が出ましたら、指名してください。だけど指名したところ、何らかの事情でもう辞退、辞退に対しての理由があるのかね、それをそれぞれ辞退されたところに対しては次から指名しないとか、その年度は指名しないとか、そういう処理はされてるんですか。

○里川委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 国の入札及び契約に関する指針の中では、仮に自己都合で辞退された場合につきましても、そういったペナルティというのは課してはないという方針が出ておりますので、それぞれ業者の方もいろいろな事情がございますことから、そういった取り扱いを行っていないところでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 それとね、これに関連してなんですがね。104ページにOA化の推進という形で、今、郵便で入札というか、このOA化推進でそういう電子申請とか電子入札という形もとってこれるんじゃないかなと。それと、このなぜ、もう1回元に戻ってあれ

なんやけど、3,000万以上だけを郵便にしてるのかなとかね。そこらはなぜそこに3,000万ってまず線を引いているのか。もっと安い予定価格のものでも、郵便なりOA化で電子申請ということでね、いろいろこれ、図っていけるんじゃないかなと思うんですけど、その点は考えていく余地あるんですかね。

○里川委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 まず1点目、電子入札の件でございますけれども、奈良県におきましては生駒市が8月から全面に開始されたところでございます。そのほかに一部開始されているところが奈良市と、広陵町ということをお聞きさせていただいているところでございます。これらの導入に当たりましては、競争性の向上や透明性を図る中で、さらには経費の節減も考えられて、導入されているところではございますけれども、何分、うち、40件という件数ですので、そのあたりを見まして、費用対効果の関係から導入がいいのか、今の形でこちらへ来ていただくなり、郵便入札に実施するのがいいのか、そういったものを十分に検討しながら取り組んでまいりたいというか、調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、3,000万円以上がなぜ郵便入札を実施しているかということなんですけれども、これにつきましては、3,000万円以上につきましては業者数も多くございすし、あるいは町外からこられる業者さんもおられますことから、そういった関係上、郵便入札を実施させていただいているところでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 まあ、どっかで線引かなあかんねんと思うねんけどね、3,000万以上だからということで、今、課長が、3,000万以上のものは県外の方もたくさん応札していただいと、来てると、どうしてもいただいと、というような言い方したらいいのかな、来てると。だから、その応札される方の便宜を図ってということだったら、3,000万で区切らんでも、県外からの応札者を募集するときは郵便入札でもいいんじゃないかなあと、そのようにも思いますので、そこらはいろいろ臨機応変にやってもらったらなと思うことで、この件に関しては。

○里川委員長 課長の方から答弁するという手が挙がってますので、許可したいと思います。面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 3,000万円というラインなんですけども、それにつきましては下げるなり、いろいろな方法がございすので、十分調査検討を行ってまいりたいと考えております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 それと、１１２ページなんですがね。さっき部長、この目、交通安全対策費というのがちょっと説明、私が居眠りしてたのか、なかったように思うんですがね。これは余り重要な問題はないということで判断されたのかなと思うんですが。

○里川委員長 いえいえ。所管が違うので、次、所管、理事者入れかえしてその所管に当たったときに説明をしていただくようにしています。

○小野委員 じゃあ、そのときにまた質問します。はい、わかりました。

○里川委員長 ほかに委員さんの方で。伴委員。

○伴委員 テーマはちょっと重複するんですが、８８ページ。地域集会所施設整備の支援について質問させていただきたいんですが。ちょっと資料を、細かい資料をいただいた中で、まず１点が、集会所の公共下水道の接続のやつが平成１８年から２２年に対してあるんで、何カ所かされているんですが、これは実質供用開始の範囲に対して数が少ないように思うんですが、このあたり、どのような感じに今接続の状況はなっとるんでしょうか、集会場の。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 今、供用開始の区域で把握しております件数につきましては、決算ベースでいきますと１８件ございます。１８件のうち、供用開始の区域内におきましては１８件ございまして、１８件のうち１１件接続していただいているという状況でございます。以上です。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 これ、集会所関係なんで、ここで質問させていただきますけど、これいろいろ１８の中の１１しか今は集会所、せっかく公共下水道につなげる環境にあるのにつないでいただけてない。これは諸事情というのはあると思いますねんけど、行政からのその辺の働きかけという状況というのはどんなものでしょうか。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 その中でも、１点は服部の集会所等はございますけども、これは服部の方々は入りたいと。しかし、中にはあかんということでまだ入っておりません。そういう地元の事情というのもございますし。町としてはやっぱり供用開始している以上はやはり推進をしていただく努力は担当の課長あるいは二人の職員がですね、チラシを配ったりですね、また自治会長ともお会いして、そういう話はさせていただいていると。やっぱりできるだけ早く供用をしていただけるような環境づくりにしていくことが、我々にと

ってが一番ありがたい話なんです。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今町長から答弁いただきましたから、一応やっぱりこれ公共の、非常に公共性のある施設なんで、やはり、ひとつの見本といいますか、やっぱり公共下水、速やかにできるだけつないでいただきたいなというような思いがございます。

ほかに、この明細をずっと見せていただきますと、ひとつ、エアコンをとりましても、金額が相当やっぱりその部屋の大きさなのか、非常に金額が相当の差があるんですねんけど、このあたり、補助金の交付申請されるときに、その辺の相見積もりを何社以上とらなあかんとか、このあたりの基準とか、そのあたりはどのようになっておるでしょうか。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 おっしゃっておられますように、その集会所の規模等によりまして、エアコンの大きさ等は決めておりますが、その際に、複数の業者さんの方から見積もりをとっていただくようお願いをしているところでございます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 一応、基準としては何社以上とかそういうのはなく、できる限りというような格好で指導をしていただいていると考えさせてもろてええわけですな。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 基準はございません。できる限りということでお願いをしております。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 できるだけ公正な、公金の支出上の形でひとつよろしくお願いしたいと。全部必要なものはやっぱり必要でつけていただいて、そして私、委員会でもその辺の補助率ということもまたお話しさせていただいてますんで、その辺、よろしくお願いしたいと思います。

それでは次、同じ８８ページのコミュニティバスについて、ちょっと違う視点からお聞きしたいんですが。これ、たしか１年契約というような形で、たしか町と奈良交通さんですか、委託のような形で運営していただいていると思いますねんけど。非常に今ガソリンといいますか、オイル関係、あれでしたら軽油ですか、いうようななんかもこう非常に高騰してきているという中で、このあたり、どのような契約内容で、まあいうたら１年間でも途中で値段が、まあ言うたら燃料代が上がれば、契約上、そのあたりは値段が変わるとか、そのあたりはどのようになっているのでしょうか。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 コミュニティバスの契約に関するご質問でございますが、契約につきましては1年で契約をいたしております。その内容なんですけども、人件費、減価償却で燃料代等、で車両の修繕、その他と、保険等のその他がその中に含まれておりますけれども、まず、その契約については1年ということで、減価償却、バスの本体に関するその減価償却につきましては5年間ということで契約をいたしております。減価償却に係る部分については5年間同一の金額でということで、念書の形で契約をいたしております。燃料代につきましては、当初の金額を変えずに行っておるということでございます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今はちょっと車両の減価償却5年と、大体車いうたらそんな形になってると思います、税法上なんかも。車自体はたしかその説明、部長の説明で、更新のような話、たしか更新していただいたような話、説明でいただいたと思いますねんけど、これはやはり年数とか距離とかである程度町の方で、このあたりで更新していこうというような格好の何か、それも基準ですねんけど、そのあたりを持っておられるんでしょうか。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 車につきましては減価償却5年ということになっておりますので、まず5年間という形になるんですけども、5年を過ぎますと、その車両につきましてはその減価償却の分が除かれてきます。できる限り、安全に走行できる限りですね、使用願えるようにということで、そういったことで車両の方、運行をしていただいております。

○里川委員長 今、質問者おっしゃった年数とか距離とかは、特に別段その想定されてないんですかね。西本総務部長。

○西本総務部長 減価償却5年ですけども、あとそれ以降については、バスの状況を見て、業者と話し合う中で更新をしていくということでございます。で、その間、減価償却を過ぎますと、バス代の方も安くして、更新契約をしているところでございます。

それと、燃料につきましては、2年間、22年度と23年度で燃料費を積算しまして、一たん契約しておりますけども、24年以降、燃料の高騰、もしくは安くなったりした場合には契約の更新もあり得るということでございます。

○里川委員長 それで、車の更新のことを、今、委員さんお尋ねになってるんですけどね、減価償却後ですね、年数とか距離というのを一定の水準のものを斑鳩町としては想定して更新しているのかどうかということをお尋ねになってると思うんですけど。

小城町長。

○小城町長 これはもう最初に導入して１０年ということでございますから、大体、町としてはできるだけ５年の償却でありますけれども、やっぱり１０年ぐらいまで使うていこうという気持ちはありますけれども、ただ今、西本部長が言ったように、やっぱり修理費が高くつく、あるいはそういうことになってもう状況が悪いといえ、やっぱり８年でかえるか、それは７年でかえるか、消防車みたいに１７年という１つの基準というのがありますけれども、大体１０年と、おおむね１０年ぐらいはやっぱりいかんと、町としても５年以降から値段は下がりますけれども、やっぱりできるだけ修理費がかからんような、そういう環境で、やっぱり１年間走っていただいているわけですから、そこらの安全性をもしその関係でブレーキが効かなくて事故になったということだったら、また大変なことです。ですから、大体おおむね１０年ぐらいはこのバスでいきたいという気持ちで、できるだけ修理のかからない、そしてまたできるだけ安全で走っていただくような環境をつくっていくのが我々だと思っております。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今、町長ご答弁いただいたように、やっぱり安全というものを第一に置いていただいて、その辺で１０年、おおむね１０年という形でお聞きして、何しろ僕の場合、質問させていただいたのは、ほとんど３６５日のうち３６０日以上、たしかあのバスは走っていると思いますので、そのあたり、安全管理よろしくお願ひしたいというようなことでございます。

もう１点、お願いします。１００ページですね。基金の管理活用なんです。資料の６で、この財政の見通しですね、ずっと表を挙げていただいております。こうなってくると、財政の積み立てというのも代表監査委員さんの方からもいろいろ話、朝からいただきましたけど、やっぱりこう先、１０年後を見ると、もう本当に寂しいような形の基金の状況になっていると。このあたり、町の見解、ちょっとお聞きしておきたいですが。

○里川委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 資料６の斑鳩町の財政見通しについてでございますが、今後の見通しにつきましては、この資料をつくった元になっておりますのが、平成２３年度予算をもとに、これまでの一般会計における決算の状況や、あるいは現下の経済情勢などを踏まえまして推計しているところでございます。

平成２３年度から平成３２年度まで１０年間で約２３億円程度の財源不足が生じておるところですけれども、この状況につきましては、歳入面では、現在の社会経済情勢における町税収入や、地方交付税の増収が期待できないこと、また一方、歳出面では、厳

しい歳入の状況の中で少子高齢化に伴う介護保険や後期高齢者医療や、医療費などの社会保障費の増額に伴うもの、そして、学校教育施設の耐震化やＪＲ法隆寺駅の周辺整備、あるいは史跡、中宮寺跡の整備など、すべての事業を盛り込んだ形の財政収支の見通しとなっております。これまで同様に、各年度の予算を編成するに当たりましては、財政調整基金あるいはほかの基金を取り崩すことなく、持続できるような形で取り組んでおりますので、当該年度の予算編成に当たりましては、こういった状況になるということとを十分認識しながら、後年度の財政負担も考慮しながら、当該年度のバランスをとっていききたい、そのように考えているところでございます。以上です。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今の課長の答弁で、あくまでも今の時点から見た１０年後ということであると。ところが、今から舵の切り方によって、この数字というのは変わるんですと、こういうような感じで回答をいただいたと認識してますんで、やっぱり不安のないような町の財政の運営ということをひとつよろしくお願いしたいとこのように思います。以上です。

○里川委員長 ほかに委員さんの方でございますか。

飯高委員。

○飯高委員 ９０ページなんですけども、出前講座、数値見てみますと、さほど昨年度と変わらない、健康づくりについては２４件開催数ということで、意識が高いんだなと思います。これ、各自治会、前にも申しあげたと思うんですけども、自治会の会長さんが１年だけで替わられますというところなんかは、こういった出前講座がなかなかわかっておられない方もございましてね、よく知っておられる、何べんもしておられる方はこういったことを知っておられて、活用されているということもありますので、今後、広報にも以前載ったと思いますけども、また周知していただきたいと思います。それによって、やっぱり住民と行政との協働を図るということの目的をしておりますので、よろしく願いいたします。

それとですね、１００ページの先ほど小野委員からもお話あった落札の件なんですけども。朝から代表監査委員がこの落札の率云々というよりも、やはりそのもとになる予算額、まあ入札予定価格ということになるんですかね、これを抑えていけば、厳しくしていけばいいのかなということで、僕ちょっと認識が間違っていたのかなと思って。それを言われてそういう形で率云々はさほど考えなくてもいいというたらあれやけども、そういうふうに言われたんかなと思うんですけど、どないでしょうかね。

○里川委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 工事費の積算いいですか、価格なんですけども、これは歩掛かりに基づきまして積算しているものでございますので、あえて圧縮するなり、低く抑えるなり、そういったものになりましたら、工事全体のそのどういうんですかね、履行保証とございますか、完成の品質が保てませんので、そういったあたりでおっしゃったのではないのではないかと考えております。ただ、適正に予算全体ですね、ほかの予算も含めた中で、予算をもう少し精査していけばいいのではないかというふうに言われたものと、私自身は認識しているところでございます。以上です。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 確かに、今、面巻課長の言われたとおりなんです。これ、歩掛かりによって設計書を組まれて、それによって決まってくる金額であって、それを抑えるということとはまあ言うたら、できないことであるかなと。ちょっと僕が間違っていたのかなと思います。

○里川委員長 ほかに、委員皆さんで。小野委員。

○小野委員 そのときに、代表監査委員も、不用額が、不用額の中にその落札で、の、すいたとこと、あいたとこね。不用額に入れてあるんですね。いろんな不用額もあると思うけど、そういう工事の不用額は、その事業に対して不用になったいいですか、落札率によって不用になってるやつやから、それは要らなかったんやから、その事業にまた入れていく方がいいのかなとも思うんですねんけども、そこらは、ちょっと代表監査委員さんの説明がちょっとわからなかったんやけどね。どうなんですかね。例えば、下水道工事で落札率が下がって残った金額、予定していた金額、残った金額は、次の下水の事業へ繰り込んでいくんじゃないかなと思ったんかなと思うんですけど、その点、ちょっと確認だけしておきます。下水の方でお願いします。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 事業費、年間の事業費を一定決めておりますので、その中で今1本の現場で落札率があって、執行残が残った場合は、次の現場に、まあ言うてみれば、予算に充当する形で、執行はもちろんさせていただいてるんです。しかしながら、その単年度で最終的に執行残が余った場合は、過去でしたら繰り越してやったりとか、いろいろ補正予算事業みたいなことからしたら、もう堂々と繰り越したりしてやってました。しかし、現在の段階で、政権が代わった中で、繰り越しは余り認めてもらえないということもありまして、現在はその不用で落としている場合もあるということでご理解いただきたいと思います。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 それで、この不用額調書みていたら、3 ページの一番下、統計調査費ということで、一定の額が残っていると。その中で、これは理由ということで、国勢調査調査員数について、前回調査員の実数を参考に160人を見積っていたが、89人の実施と。半分近いんですね。それで、実施できたというんですが、何かちょっとこう聞いてたら、前回の調査員の調査の仕方を少し、ちょっと変えておられたように思うんですけどね、これはここで聞いてもええんやね。それで、そのことによって、これ、前回調査時のときの実数が160人分だったと思うんですが、ちょっとあれしてたと思うけど、それが半数近くで済んだということは、ものすごく効率的にそれが実施できたのかなと。それが要因でこういうことになったのか、どのように分析されているんですか。

○里川委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 17年度の国勢調査と22年度の国勢調査で、大きく変わった点につきましては、郵送による、いわゆる回答者が郵送による手段というのがふえましたので、そういった関係が一番大きく変わっているところがございます。それによりまして、それぞれ受け持つ地区ですね、につきましても、約半分ぐらい程度で国の方は済むだろうということで、そういった形で、大きく、受け持つ地区が大きくなったと、これまで抱えている地区が大きくなったということでご理解願いたいと思います。以上です。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 郵送によるのを採り入れたから、人数がそれだけ要らなくなったと。やっぱりそのやり方をちょっと変えてみたので、これだけ不用額という形になったと、そのように理解しておきます。まあ、5年ごとですかね、今後もそういう形で費用を少なくしてもらって。ただ、調査員さんに負担がかかるようなことでは、ちょっとやっぱり調査員さんをお願いするのがなかなかしにくくなるので、その点もよろしく願いしておきます。それと、成果報告書の95ページなんですがね。一番上の「声の広報」ということで、17万7,000円ですね。これ、配付されている世帯配付16件、それから町立図書館用に2本という形で製作されたんかなと思うんですが、どういう形か知りませんが、この17万7,000円が、その製作に当たっての人件費とかそういうものが含まれてあるのか、もうそのまあ言うたら、カセットテープに何か吹き込んでおられるようなものですか、CDかどっちかわからんけどね、その材料代だけなのかね。これ、単純に見たらね、18本こしらえられて、18万近くやから、1つに1本1万円近くかかるのかなという素朴な感じで。ちょっとそこらの内容をちょっと教えていただけます

か。

○里川委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 声の広報の実施につきましては、今、草笛の会というところをお願いしております、その謝礼金が16万円となっております。各戸の配付数なんですけれども、今が配付数18なんですけれども、18本テープをつくっていただいて、そのテープに吹き込んでいただいているという状況になっておりますので、ほぼ予算の、執行額のほぼすべてがお礼、謝金という形になっておりますので、よろしくお願いします。

○里川委員長 ほかに、委員さんの方でございますでしょうか。

ございませんか。ないようでしたら、私も少し尋ねさせていただきたいんですが。成果報告書の101ページにですね、土地開発公社での土地の買い上げ、開発公社の持っている土地を買い上げると。このこれはですね、監査委員さんのご指摘もいろいろありましたけれども、前回も前年度も余剰金が出た分で一般会計で買い戻すという形の手段をとっていると思うんですけれども。ただですね、そのときに、私はこの土地の有効活用という問題も取り上げさせていただいておったんですけれども、この土地公から取得をした土地につきまして、現状ですね、いくつか、この22年度も含めまして、いくつかあると思うんですけれども、それらの活用状況についてどうなっているか、お聞かせいただきたいというふうに思うんですが。

○里川委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 現在、土地開発公社から基金の方へ買い上げました土地につきましては、一部、今後の防災広場というような形状で位置づけている部分がございます。なお、これらの中で、将来的に活用しない、いわゆる代替用地について活用できない見込みがあるものにつきましては、今後処分していかなければならないものと考えております。以上です。

○里川委員 そうしましたらね、以前から、公園の問題とかもありましたけれども、そして、そういう公有財産として維持をしながら住民のために活用していくという考え方ではなくて、防災広場以外では、代替用地にもならないようだったら、もう処分をするんだというのが考え方である。それで、そういう要望のある公園などっていうのは、今のところ想定されていないというふうに見ておいてよろしいんですか。

○里川委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 いわゆるどういったらいいんですかね、遊休地、本当に活用する見込みはないものにつきましては、持っておりますも維持管理経費がかかってまいりま

すことから、売却の方針で考えていきたいと考えているところでございます。

○里川委員 はい、わかりました。できるだけ、せつかく取得した土地です。監査委員さんも売却っていうこともふれておられましたけれども、有効活用ができるものであれば活用していくという考え方も基本的には持っておいていただきたいなというふうに思います。

それと、成果報告書の92ページなんですけれども。この問題、人事考課制度ですが、これは議会の方でも全協で勉強会の方もさせていただきました。そのときに、私、出先機関のことをちょっと取り上げて、いろいろ聞かせていただいた経緯もあるんですけれどもね。この際ですので、確認をさせていただきたいと思います。

出先機関に管理職がいないところにおいてですね、この考課制度をやっていく上で、町の方ではどのような対策をとられているのか。それと、この考課制度の中で、手当などに反映させる考え方、私は、手当などに反映させない方がいい、させるのはちょっと時期尚早であるというふうに思ってるんですけれどもね。手当への反映っていうことについての考え方、これについてお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 出先機関の職員の職務の行動記録等をつけまして、本庁の課長とか補佐が記録つけるの、常時その現場に参りまして、行動を見て、その記録をつけることが非常に難しいというふうな状況になっております。しかしながら、その現場の方におきましては、例えば図書館であれば図書館の館長、臨時職員がおりますし、公民館であれば公民館長の管理職おりますので、そうした管理職が日ごろの職員の勤務状況等を把握をして、その勤務について記録を行っておるということで、それを参考に課長が勤務評価を行っているというふうに、そのようにしております。

2点目なんですけれども、人事考課の方を今後、給料の方に反映させるかということなんですけれども、人事考課の方なんですけれども、今現在、その試行的にやっておる段階でございまして、その中で評価する人間の評価の基準等を一定の範囲に持っていくということから研修も行って、その精度を高めている状況でございまして、今後、その精度が高まりましたら、勤勉手当の方に反映していきたいというふうに考えております。

○里川委員 私は手当の方に反映させるということについては、慎重にやっていただかなければならないというふうに考えている立場なんです。それとともにですね、今の答弁の中で、図書館や公民館やという話も出てきましたが、公民館の方は課長補佐級が館長になってとか、今年度なったりしてますけれどもね。私はこの人事考課制度の中

で、特に問題にしたのは幼稚園なんです。幼稚園が管理職の教頭を全部引き上げて、そして嘱託職員という形で正職ではない園長を置いたと。そして、その園長が人事考課をするのかと。それでいいのだろうかということを投げかけてきたわけなんですけれどもね。その点について、形としてどのようにこの考課制度をしてきているのか。そういうふうに管理職がいなくなっている中でですね。特に、出先を持っている所管課長というのは、なかなかそんなに出先へ出向いていくこともなかなかできないだろうと。十分に職員の仕事の状況や聞き取りやと、なかなか十分にできないだろうと。しかも、たくさんいらっしゃればいらっしゃるほど、しきれないというようなこともあるだろうということもありましてね、その辺もちょっと気になっているところなんですけれども。幼稚園はどのようになっているというふうに、町の方ではお考えでしょうか。

○里川委員長 西本総務部長。

○西本総務部長 幼稚園に限ってでございますけれども、確かに勤務評定、普段の勤務評定につきましては園長先生等に普段の行動等については見ていただいておりますが、あと、その担当課長、教育委員会総務課長が個々にも面接をして、そしてその中でそのふだんの行動等も総合的に判断する中で、勤務評定をつけていると、このようになっております。

○里川委員 私ね、こんなところで言うのも嫌なんですけどね。実は、各園回って園長から話を聞いてます。町が答弁していただいている形と違う形であるように、私の調査ではそういうふうになってます。そこのところをきちっとしてください。やっぱりね、管理職がいない状況の中でこれをやるということであれば、本当にきちっとそれを徹底しなければ、ましてやね、私はもう手当に反映せんといてと言うてるけどね、手当に今後反映していくんやって言うんやったら、ここら辺もっときちっと整理してやっていってもらわんと、それはとても無理な話やというふうに思っておりますので、試行的にやっておられるということですのでね、私は今まで、強くは申しあげませんでしたが、今後のそういう考え方があるのであれば、こういう状況についてはきちっと整理をして、徹底をしていただかないといけないということにつきまして、町の方にご提言申しあげておきたいというふうに思います。

それとともにですね、成果報告書の93ページにございます職員の健康管理、この問題につきましては、私も以前から町の職員さんの精神的な問題とかもありましたので、ずっといろんなことを申しあげてきた経過もございますので、久しぶりなんですけれども、改めまして、衛生委員会を開催していただいておりますが、この衛生委員会の構成

であったり、衛生委員会の方では、資格というような問題もあると思うんですけれども、この構成について、確認をさせていただきたい。町がきちっとこの衛生委員会を開催していただいている状況、間違いはないのかどうかということの確認ですね。させていただきたいというふうに思っております。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 衛生委員会に関するご質問でございますが、労働安全衛生法の規定によりまして、従業員が常時50人以上の職場につきましては、衛生委員会を置くというふうな規定がございます。その中で、その組織なんですけれども、総括安全衛生管理者、これは労働安全衛生法の規定によって置く、それと衛生管理責任者、これにつきましては町の方の規則の方で定めております。そして、衛生管理者、これにつきましては、労働安全衛生法の方で、その厚生省令の方で定める資格を有する者というふうな規定になっておりまして、今現在、町の方では保健師を選任しております。保健師の国家試験をっております者は、すべてこの衛生管理者の資格を有するというふうなこととなっております。

あと、これも労働安全衛生法の規定によりまして、産業医、これは医師の資格を有する者、そして、法律の方で衛生推進者としまして、その組織の中で常時10人から50人を持つ組織の中から選任するという事で、当町の場合、上下水道部、教育委員会、そして健康対策課、環境対策課、あと、たつた保育園、あわ保育園がございます。そして、町の規則の方で、安全または衛生に関し、経験を有するというふうな者の中、労働組合の方から委員を選任して、このようなメンバーで組織をしております。

○里川委員 その今の答弁の中にありました総括責任者であったり、衛生管理責任者っていうポジションにつきましては、どういう役職が今当てはまっておりますでしょうか。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 失礼しました。総括安全衛生責任者の方は副町長でございます。そして、衛生管理者は総務部長でございます。

○里川委員 わかりました。その衛生管理委員会の方で十分その労働者の安全、衛生、安全ですね、管理委員会っていうのは健康も含めましてね、きちっと話し合っていたくような場所ですので、今後も非常に仕事はふえて、もう国の制度がころころ変わってきてると。いろいろ忙しなる、その割に職員さんが少なくなって、各課も大変な状況がある。そういう点では、本当に町の苦しみっていうのか職員さんの大変さというのは、私は常を感じています。そんな中であって、職員の皆さんが健康で意欲的に仕事に取り組ん

でいただけるように、今後もこの問題については十分に注意をしていっていただきまして、この委員会をきちっと開催をしながら、職員さんのそういう人事考課とかばっかりじゃなくてね、健康管理面、これらの方について十分注意をしていっていただきたいというふうにお願いをさせていただきたいと思います。

○里川委員長　ほかに。小野委員。

○小野委員　先ほどの委員長からのね、土地開発基金での土地のどないしていくんだという意見、おっしゃったのでね、代表監査委員さんね、これ、5億の含み損を持っている物件であんまりいい物件じゃないんですが。有効活用また売却処分を視野に入れておくべきであろうということで、先ほど課長の答弁では、代替用地に一応見てるけどと。だけど、代替用地とうまくならなかったから、俗に言う塩漬け状態だったから、土地開発基金で開発公社の土地を買ったんだと思うんですがね。代替用地で処分できるんだったら、すぐ処分できたっただろうと思うし、それができないということやし、処分するには、この含み損、これをどう処理するんかなということが物すごい問題になってくるし。委員長が言っていたようにね、ひとつ防災広場ということも考えられるとか何か、そういうやってるのかちょっとわからないですが。できたら地元へそうして開放して、防災広場と兼用できるような公園、今度の子ども模擬議会でも、いつも、今度は出たのかどうかちょっと見てないんですがね。遊ぶ場所が欲しいとかね、その土地開発基金が持っているところがどういう場所で、また子どもの遊び場には適してないのかもわかりませんけどね。そういう売却処分するときに、含み損、損益をどのように私らは理解したらええのかな。以前、バイパス用地で国へ買い上げてもらうときに、やっぱり4億ぐらいの損益が出してあって、やっぱり議会でも大分議論して、そんなどうのこうのということだね、国に買い上げさすということに対して、物すご反対の意思表示されたり、議員さんらもたくさんおられたと思いますし。私らはそれを維持していく上で年間2,000万ほどの経費、利息ですよ、そういうのが要るのをどう処理するんやということで、議員、議会の中でもその処分については満場一致とはいかなかったと思うんですが。代表監査委員さんの売却処分を視野に入れておくべきという言葉にはどういう含みがあるのかわからないですが。それで売却してその損益が、含み損がずっと数字に出てくるより、やはり地元に使ってもらうことによって、やっぱり還元できていくのかなと思いますねけどね。そういうものに使ってもらうんだということはやっぱり、一概にそうしてぱっと出せないものなんではなかろうかね。そういう思いがあるんだったら、その含み損のある、開発公社のあれを直すという意味もあったんやろうけどね、この基金で戻ってきてると

ということになるので。そこら総合的にそういう有効利用というのを積極的に取り入れてもらいたいと思うんやけど、ちょっとやっぱりいろいろ支障があるのかどうかだけ。まあね、開発公社が持っているときに、遊休地になっているところの有効利用云々の話があったけど、あれ、当初は公拡法の関係でね、それらをということで、貸与をしたり、賃貸借でそして貸せることが、土地開発公社の設立の方からちょっと外れるから、まあ余りしないというようなことも聞いたしね。どれぐらいの面積があるのか、ちょっと調べてないけど、場所的なこともあるんやけど。そちらの方でいろいろ、これから考えていってほしいと思うんやけど、それはちょっとまずいことなのかどうかね。

○里川委員長 池田副町長。

○池田副町長 土地開発基金で持っております土地があります。監査委員さんにもご指摘を、有効活用または売却、両方で考えていきなさいよとあります。今、ただいまいろいろなご意見をいただいておりますので、これらを総合的に勘案して、当初、土地開発公社から、町に土地開発基金で買ってますけども、これはその簿価で買っております。この基金から一般会計でこれを買戻ししますんで、これも当然町の税金で買いますので、やはり町民の皆さんのお金ですので、これらを有効活用できるような方策を慎重に考えていきたいと考えております。

○里川委員長 よろしいでしょうか。ほかに、委員さんの方で、第2款 総務費については、以上、よろしいでしょうか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 それではこれをもって、第2款 総務費についての審査を終わらせていただきます。

次に、第8款 消防費について説明を求めます。西本総務部長。

○西本総務部長 それでは、第8款 消防費に係ります歳出決算の状況についてご説明をさせていただきます。座らせていただいて、説明をさせていただきます。

まず、決算書の166ページからとなっておりますので、また、主要な施策の成果報告書は253ページから261ページとなっております。

決算書の166ページをごらんいただきたいと思います。

第8款 消防費は予算現額3億3,232万7,000円に対しまして、決算額は3億2,735万9,876円で、執行率は98.5%となっております。なお、平成23年度への繰越額は345万8,000円となっており、災害物資備蓄事業で45万8,000円、浸水対策事業で300万円を繰越明許費繰越をさせていただいております。

それでは、第1項 消防費に係ります主な施策の実施内容につきまして、ご説明を申し上げます。主要な施策の成果報告書253ページをお願いいたします。

第1目 常備消防費では予算現額2億8,876万円で全額執行をいたしております。西和消防組合との連携といたしまして、消防業務を広域的に実施している西和消防組合に負担金を支出し、消防力の充実に努めました。

続きまして、254ページの第2目 非常備消防費であります。予算現額2,556万8,000円に対しまして、決算額は2,468万4,320円で、執行率は96.5%となっております。町消防団運営、防災無線の管理、県防災ヘリコプター運営協議会の運営、自衛消防団の支援などに要する費用の支出が主な内容となっております。

自主防災体制の充実では、消防団の運営といたしまして、非常備消防組織の充実と、その活動を支援しております。平成22年度末の消防団員数は90名で、消防技術向上のため、各種の訓練への参加及び消防学校への入校などにより、団員の士気高揚と非常時における緊急体制の強化に努めました。

平成22年度における消防団の出動状況は火災出動9回、有事に備えての防災訓練、機械点検、操作訓練にかかる訓練等で、延べ33回の出動をしていただいております。そのほかにも火災予防週間での予防啓発や、年末警戒、年初めには出初め式、文化財防火デーの防火訓練などに出動をしていただいております。

また、255ページの防災無線の管理では、災害時における的確な情報伝達が図れるよう、町防災行政無線の維持管理を行っております。県防災ヘリコプター運営協議会の運営、及び県防災無線の運用では、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に活用するため、県との共同事業として行っているもので、その維持管理にかかる本町の負担金を支出しております。

自衛消防団の支援では、自衛消防団19団体に対して、管理運営の充実を図るための補助金を交付し、自衛消防団の育成に努めました。

続きまして、256ページの第3目 消防施設費であります。予算現額891万3,000円に対して、決算額は871万1,798円で、執行率は97.7%となっております。消防コミュニティセンター、法隆寺消防センターなどの消防施設の維持管理、消防施設整備の支援などに要する費用の支出が主な内容となっております。

消防施設、設備の充実として、消防施設の維持管理では法隆寺消防センターの土地に係ります借地料のほか消防団詰所、音声サイレン遠隔装置の維持管理等の適正な維持管理に努め、万が一の災害時に備えてまいりました。

消防水利の充実では、消防困難地域の解消に向け、消火栓の設置を進めました。平成 22 年度末では、設置数は防火水槽で 104 基、消火栓で 593 基となっております。

257 ページの消防施設整備の支援では、自治会における初期消火体制の強化を図るため、消防器具等の設置について補助金を交付し、地域における消防体制の充実に努めました。平成 22 年度ではホース 71 本、筒先 9 本、スタンドパイプ 9 本、開栓キー 4 本、器具格納箱 8 箱の設置に対して補助金を交付しております。

続きまして、258 ページの第 4 目 水防費であります。予算現額 52 万 5,000 円に対して、決算額は 46 万 9,350 円で、執行率は 89.4% となっております。水防活動として、昨年 8 月 10 日及び 27 日の集中豪雨による河川、水路の溢水対策及び床下浸水家屋の消毒作業を行いました。なお、8 月 10 日の集中豪雨には、風水害災害対策本部を設置し、消防団員の皆様も出動して、水防活動を行っていただいております。

また、洪水時期における貯水機能を確保するために、いかるがため池土地改良区において、いかるがため池における水利調整を図っていただいております。

続きまして、259 ページの第 5 目 災害対策費であります。予算現額 856 万 1,000 円に対して、決算額は 473 万 4,408 円で、執行率は 55.3% となっております。被災者支援システムの導入、災害物資の備蓄、地区別防災訓練の実施などに要する費用の支出が主な内容となっております。

はじめに、総合的な防災・消防体制の充実では、防災情報メールの発信として、災害発生時における避難勧告、避難指示といった緊急情報をはじめ、避難時等における生活関連情報をパソコンや携帯電話にメール配信する、そのサービスにより、緊急時における情報伝達手段の確保を図っております。

また、浸水対策の実施として、さらに家屋等への浸水時の迅速な対応を図るため、国のきめ細かな交付金を活用し、水中ポンプの整備を行いました。

さらには被災者支援システムの導入として、災害発生直後の避難所の開設、運営、緊急物資の供給や仮設住宅の管理、災害援護資金や義援金等の一括管理を行う被災者支援システムを導入いたしました。

次に、危機管理体制の充実では、災害物資の備蓄として、非常食であるアルファ米 3,600 食、保存用ビスケット 1,840 食、合計 5,440 食及び毛布 700 枚を購入し、災害に備えました。

また、3 月 11 日に発生しました東日本大震災で被災しました福島県、宮城県及び岩

手県に奈良県からの要請により、町の災害備蓄品であります非常食、粉ミルク、毛布及び乳児用紙おむつを救援物資として提供を行うとともに、被災地への義援金を募り、さらにスポーツ人口を競い合ったチャレンジデーのご縁から、岩手県大槌町へ支援を行うために、文房具、毛布、バスタオル、タオル、シャンプー、せっけん等の救援物資の募集を行いました。

次に、自主防災体制の充実では、地区別防災訓練を実施といたしまして、災害発生時に地域住民自身が連携を保ち、また初期消火や放水訓練等により初動応急活動ができるよう、地域密着型の地区別防災訓練を峨瀬自治会・防災会で実施をいたしました。

以上で、第8款 消防費の歳出決算の状況につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○里川委員長 説明が終わりましたので、第8款 消防費について、主要な施策の成果報告書253ページから260ページについて、委員皆さんから質疑をお受けしたいと思います。いかがですか。

小野委員。

○小野委員 256ページです。消防水利の充実ということで73万でしたかね、使っているんですが、この表を見たら、これは防火水槽104基と、22年度は104基、21年度が104基で、その防火水槽を設置した費用、ふえてないということではよろしいんですかね。それと、同じく消火栓は1基ふえてると。その中で、消火栓の維持管理を行ったということなんですが、例えば、防火水槽の維持管理というのはどのようにね、実施されてるんかね。定期的に水位が下がったら補充してるのかね、もし、火災時にその防火水槽にホース入れても水がなかったというようなことわからんことはないと思うし。漏水がないのか、そういうことを定期的に回っておられるのか、そのどこが委託されているのか、どういう具合にしてしてるのか、ちょっと教えてもらえますか。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 防火水槽の点検でございますが、定期的に消防団の方等のほうで点検の方に回っております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 そしたら、消防団の方にその定期的に回っていただいて、分団にある防火水槽、もちろん消防団の方やから皆わかってると思うんですがね。それじゃ、その方たちに、防火水槽の位置も確認がてら、水位をチェックとか、それをしていただいと。それで消防団の方には、給料出てるし、当然、そういうのは点検されているのは当然の、

その中からなんですけど。73万のこれ、使っているの、73万やね、これ。この内訳
というかそれはどういう形になるんですか。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 73万の金額なんですけども、消火栓の点検に係る費用でございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 そしたら、消火栓の点検はどのようにされてるんですか。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 上下水道部の方が所管いたしますので、私から説明させていただきます。まず、消火栓のふたの開き具合とか、そして、バルブの開き具合、もしくはその
グリスアップ、それで塗装、塗料関係ですね、そういった関係を中心に点検に回らせて
いただいております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 それは何か業者委託なんですか。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 はい、年間を通しまして、水道組合の方へ委託させていただきまし
て、年に4回、この全箇所を回らせていただいている状況でございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 以前、私もちょっと10年ほど消防団におったんですが。当時、1分団にお
って、機会あるごとに消火栓の位置を確認するためにも、歩いて、地道にあるとこのは
土が入っているの、それを出したこともあるんですよ。その当時、防火水槽について
はね、消防団にそれを点検してくるように、上の人に言われた記憶がないんですけど、消
火栓についてはあるんですね。だからね、そこら、ちょっとあいまいじゃないかなと思
うしね、その防火水槽なんですけどね。実は、私どもの集会所の前にも防火水槽あるん
ですけど、これ、いつ、そういうのを点検しておられるのかなということも話題になっ
たことあるからね。消防団の人が見に来てくれるのかなあとか、それぐらいしかわか
らなかったんですけどね。何か、その管理されてる管理の状況があいまいだなと。消火
栓だから、上水道の中に設置してあるから、今まあ上下水道部長がそういう方たちに点
検してもらっている、業者の方ですね。だから、それはそれで正解だと思うんですが、
その費用がこの金額ということだね。ただ、防火水槽が消防団の方にそういう具合に義
務づけてあるのかどうかというのは、ちょっと私は疑問なんですので、これはどないした
らええのかな、実際、そしたら、例えば消防団の1日、15日のその点検のときに、防

火水槽に回っておられるのか、きちっと定期的に回っておられるというきちっとした消防団への指示がされているのかどうか、ちょっと教えてもらいたいなと思います。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 毎月２回の定期点検や、出初め等のときに、点検の方ですね、しっかりやっていただいております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 あのね、事実ね、こういうことを言ったらいかんかわかんけどね、消防団の方の点検のときに、防火水槽のところに消防自動車でも置くなりしてね、点検に回っておられる、例えば第１分団で防火水槽は何基あって、それを回っておられるという、実際、目撃したことないんですよ、私はね。だから、きちっとそれは町の方から消防団へ申し入れして、必ず回ってください、こういう具合に点検してくださいということを何か文書をもってでもやっておられるのかということを知っておるんですが、それは本団との話し合い、消防運営委員会できちっとしたことでの申し合わせができたのかどうか、それを事務局の方へ聞いてるわけですので、やってもらってますというようなそれだけでは、私はちょっと答弁としてはね、どうかなと。いつまでたってもクエスチョン出さんならんからね。そういう消防運営委員会の中で、そういう申し合わせがきちっとできてますと、書類的にもできてますとか、そういうことなのかどうか、聞いてますけど、どうなんですか。

○里川委員長 西本総務部長。

○西本総務部長 防火水槽の点検につきましては、以前から消防団のほうにお願いしてきてはおりますが、何も文書等でそういったものでお願いした経緯はないと思っております。ただ、今委員がおっしゃいましたように、もう一度、本団の皆様方と相談といえますか、確認をしまして、再度改めて防火水槽の点検のお願いをしてまいりたいと、このように考えております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 先ほどもちょっと言いましたけどね、自治会の中にあるあの防火水槽ね、これ、もし会長連中が「これ減ってるかどうかは、どないしたらよろしいですか」とかいふ質問があるんですよ。したらね、今、議会で聞かせてもらったら、消防団の方が点検する、言うたら悪いけど義務があるみたいですよというような表現してね、もし消防団の方がそれらの指示を受けてないとか、行っておらなかったら、やっぱりね、地元の消防団との間で、やっぱり不協和音がおきてきたら困るんですよ。だから、そこらをきち

っとしておいてほしい。その上で、私は自治会でね、消防団がそうして回るときに点検してますのでということで確認させてもらいたいと思っております。余り見たことないから、点検のほうの、議長なんかは、まあ、こんなところで言うのおかしいけど、消防団は2人いはんねん。1分団もいてはんねんけれども、機械整備のときに、1日、15日のそうしてまわってんのか、こんなこと聞かんときますわ。まあまあ、そういうことやからね、今、きちっとしたことをしてあるのかどうか。いや、まだしてませんねんというそういう形で言うてるだけですからということだったら、それでいいんやからね。何か思わせぶりの答弁を私としてはいただきたくない、こちらで混乱するだけですから。

それで、次ね、259ページのここはどういうものなのか教えてほしいんですがね、浸水対策の実施ということで、家屋等への浸水時の迅速な対応を図るため、水中ポンプの整備を行ったということなんですが。溢水する川に水中ポンプを入れて、他へ流す、他へそれを、迅速な対応ということですか、いやもうオーバーフローした浸水したところへ入れて、もう一度川へ返す水中ポンプをどれぐらいの数用意されたんかね。それを、水防ということで消防団が持っていて、それを貸してもらえるんやと思うんですが、どれぐらいの効果っていうかね、数ですね。それはどんなもんなんですかね。

○里川委員長 どうですか、このポンプの内容、どういうものをどれだけ買ったのかと、この金額でね、どういうものをどれだけ買ったのか、用意したのかっていうことなんで、すぐいけますか。黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 数量につきましては4つでございます。簡易式の水中ポンプでございます。設置場所につきましては、役場と各分団にそれぞれ1つずつでございます。

○里川委員長 よろしいですか。

ほかに、何か委員さんの方でお尋ねになりたいことございますか。

飯高委員。

○飯高委員 これはもう小野委員さんが言われましたが、消防水利の充実ということで、確かに地元とかね、これよく聞くんですけども。消火栓の点検をしていただいていますかということですね。僕も見たことは実際ないんです。これ、例えば、うちの地域だと目安で5、60あるんですけども。いてたら絶対にどっかで見はるし、見てる面もあるやろし、それから、ひとつひとつ点検を開けてしたら、かなり時間もかかりますしね。業者に頼んでいただいているということで、それでそれを行政としては、点検をしたということに対してのチェック、まあ言うたら、こんなこと言ったらあれやけども、地図でしましたということではしてるんか、それともちゃんと写真を撮ってチェックした消火栓の

ふたをとって、見て、それをこういうふうにチェックしましたよというそういうその報告があるのか、その状況をちょっと聞かせ願いたいと思います。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 すべて地図上に落としておりまして、回ったところにつきましてはリスト、ちゃんと場所を書いておりますので、それにすべてチェックかけていただいております。そして、その中からピックアップしまして、担当の者もすべてを見て回るんじゃないしに、何ぼか見に回って、それでオーケーという形で進めております。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 そのときの開けてるということの写真はどうなんですか。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 すいません。写真までは添付はしていただいていない状況です。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 わかりました。それは職員さんもついていたいてるんで、きちっと点検をしていただいてるなとは思いますが。

それとですね、さっき257ページの消防施設整備の支援ということで、その前に各自警団の、自警団ありますね。そこで、消防の機器とか、ポンプを初め、いろいろ機器がありますけども、これはそういった自警団でまずそういったものを購入をしようとしたときの補助というのは、これと同じような対象になるんですか。一般のこの今言うてる消防施設整備の支援ということで、補助が出てますけども、その補助率と一緒になるんですかね。

○里川委員長 西本総務部長。

○西本総務部長 自衛消防団は主に自治会でございますので、自治会に対しましてその機器の補助は出してます。それを受けて、自衛消防団の方がその機械を使われて、組織を形成されてるということでございます。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 その補助率、出してるというのは、その補助率とか、どういうふうな形で出しているか。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 補助率の方は3分の2でございます。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 消防施設整備の支援ということで、その補助率と一緒になるんですか。違う

ということはないんですね。自警団立ち上げられたその自警団、で自治会でそこでポンプとか消防ホースを購入されるというのと、このことは変わりはないということですね。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 自警団というのは、一律5万円という補助はしてます。あとはもう一緒ですから、はい。5万の20で100万です。それで、あとの補助の関係は3分の2とか、ついてはこれは変わらない。

○里川委員長 ほかに。小野委員。

○小野委員 先ほどね、消火栓の点検で外注してるんやね。その検査体制で、あと職員が500なんぼある中で、いくつかを抽出検査して支払いしているっていうようなね、外注の仕方はね、私はもうおかしいと思うんですよね。少なくともね、500何ぼあろうがね、その点検とグリスの整備とかを発注してんねんね。そうしたら、その施工前、施工後の1,000枚になろうが、その写真を撮るという、写真を撮ってそれを提出させるということは当たり前のことやと思うんですがね。なぜ、その写真も請求してないのかな。それでね、こんなこと言うたら、物すごく失礼に当たると思うんですよね、その業者の方にもね。だけど、やはりね、今度その消火栓は緊急時に使うんですよね、もちろんね。それが、消防団とか、消防団の方が使うんですよ。そしたら、せっかくそして毎年か何か点検してるのに、いざいうときに使われなかったときにね、責任問題どないなるんやと。そういうような検査だけで支払いするということは、私はなぜという、外注の基本から言うてなぜということになるんですよ。写真1枚が高うつくからとかね、そんな問題じゃないと思うんですよ。70万という費用を出しているんやからね。その抽出検査だけでオーケーとか、それはおかしいなと思うんやけど。そのなぜ、その写真の添付は義務づけてないのか、ちょっと答弁願いたい。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 これは、ちょっと今後検討させていただきたいと思いますが。現在、今まで従来やってきました分では、点検もし異常があった場合に、その場で即座に修繕するといった手法で進めておりました。そして、異常のあった分については、もちろん我々に報告いただきまして、総務と相談する中で修繕してきたというのが経緯でございます。今後は、今の関係につきましては、効率的に点検管理ができるように、ちょっといろいろと考えて研究させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○里川委員長 よろしいですか。

辻委員。

○辻委員　ちょっとここでかどうか、ちょっと難しい問題ですねんけども。今回の震災でかなり大槌町なんかに行ったら、ため池等が決壊されたあると、水害もあるということ。実際、今の現在、斑鳩町でため池かなりありますので、地震に堤防等が今現在耐えられてるのか、またその辺も今後、調査しながら検討してほしいのと、それと、山の中に砂防ダム、ようけありますね。あれの管理は実際はどこが管理されているのか、恐らく県が管理しているのか、その山が管理しているのかちょっとわからんけど。大概、砂防ダム見に行きますと、見ますと土砂たまったというような感じもありますので、その辺の、山の管理もちょっと検討してもらうような格好でお願いしたいのと、先ほど言いましたため池につきましても、いろいろ土地改良とかいろいろ、水利組合の関係もありますけども、町として、例えば、我々やったら、桜池の堤防が震災で決壊したらどうなるのかというような感じも出てきます。今ちょっと十津川が、あの辺もちょっと思い出しながら、また、それもあるし、大雨のときもあるし、ちょっと地震の震災で耐えられないこともあるし、その辺もちょっと含めて、ちょっとお願いしたいと思います。

○里川委員長　藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長　ため池につきましては、すみません、ちょっとはっきりとした年次が確認できないんですが、平成の1けたの終わりごろにですね、桜池等も耐震の関係で点検をされた経緯がございます。そのときに、特に補強等の必要性は言われてないわけですけど、その後点検はまだされておりません。砂防ダム等につきましてもですね、管理につきましても確認をさせていただきたいなと思っております。

○里川委員長　よろしいですか。

伴委員。

○伴委員　259ページの防災情報メールの発信のところですねんけど、ここは1,650人、今登録、22年度末でしてくれてはると。これ、私ね、これスタートして、この21年1月の運用開始から半年ぐらいしたときに、ちょっと質問させていただいたときがあったんです。そのときに、たしか僕の記憶では7,800人ぐらいの登録、そのときにこれ、役場の職員さん関係と消防団の方とか、そんなんしかほとんどとちやいますのと、笑い話でちょっとそういうことも言うた記憶がありますねんけど。それから、たしかこれ、子どもの防犯のと一緒になった、そういうような説明もちょっと受けたと思うんですが、このあたり、この1,650人、ちょっとこう数字が伸びてないような気がするんですが、そのあたり、どのような状況なのかお聞きしたいです。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 今までに、町の広報紙とかホームページ等によって掲載するとともに、学校の校園長会とか、そういったところでもこの防災情報メールのサービスについてお知らせをしているところではございます。この数字につきましては防災情報メールの登録者数でありまして、子ども安全メールの方はこの防災メールが必須項目であって、子ども安心メールのほうはこの防災メールに入られている方が選択して選べると、登録できると、そのようにシステムになっております。子ども安心メールのほう、そういった学校ですね、警報発令時とかの情報等も瞬時に伝えられるということから、今後ともですね、町の広報紙とかホームページ、あと学校のほうの校園長会等にもお願いをしまして、数のほうですね、ふえるように努めてまいりたいと思っております。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今ちょっと答えていただきましてんけど。この22年度末で1,650人と、この22年度だけでどれぐらいの数がふえたか、このあたりはわかりますでしょうか。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 数字のほう、ちょっと後でお調べをしまして、答弁を申し上げます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 ちょっと別のテーマでお聞きしたいんですけど。この間の台風の12号のとき、確か警報が出て、役場の職員さん、また役場のほうに来られたというような状況やったと思うんですけど。どのぐらいの方が、まあ言うたら課長級が来てはるとか、係長級以上の方が来られたとか、このあたりはどのような体制に、この間の12号のときはなっておったんでしょうか。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 この間の台風12号の警報の発令時の関係でございしますが、部課長で2名の者が来ていなかったというふうな状況でございします。

○里川委員長 警報時に、職員が、どこまでの役職が出るとか、何かそういうの体制が決まっているのかと。そういう体制、どうなってるのやということをお聞きになっておられます。西本総務部長。

○西本総務部長 台風12号の場合には、係長以上の職員が参集するようになっております。女性職員は除いているところでございます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今の私、この質問をさせていただいたのは、結局、自宅で待機しておられる職

員さんも、皆が防災の意識を持って、場合によれば役場に駆けつける、また現地に駆けつけるというような形の徹底をしていただきたいなという思いで、これ質問をさせていただきました。そのあたり、よろしくお願いいたします。

○里川委員長 よろしいですか。

ほかに。小野委員。

○小野委員 防災情報メールの発信ということで。これ、どういう発信の仕方をされるのかね。実は、私の土地家屋調査士会での連絡網のメールなんですがね、ちょっと誤って同時に発信したんですね。それが1人が、これは個人情報、会へは届け出てるけど、その会員へは、私ら知らせる必要ないんだということだね、クレームつけてきたことがあるんですね。同時発信とか何かしたら、ほかの登録者のメールが漏れるような、それらについては十分注意されてるんだと思うんですがね。その点はどんなシステムでされてるんですかね。

○里川委員長 西本総務部長。

○西本総務部長 防災メールに情報発信するのは登録者の方にのみに発信をしております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 それをね、同時発信した場合に、その人に、ほかへ一緒に同時に発信してる時には出てくるんですよね。そういうのがあるから、わかるときあるんですよ。だから、発信の方で、1人ずつしかわからないようにしてもらってるのかね。まあね、局長から送ってもらうのでもね、やっぱりそこらはちょっと気つけてやってくれてるからね。じゃあどういうシステムでね、もうそういうのは絶対漏れへんようにしてあるのかってことです。もちろん、登録者しかメールみたいな送らへんけどね。そのメールが、その人のメールがほかへ漏れないような手当がきちっとできてますかということです。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 同時発信している方のメールアドレスが漏れないようなシステムにはなっております。

○里川委員長 よろしいでしょうか。

ほかに、第8款についてございませんでしょうか。

(「なし」を呼ぶ者あり)

○里川委員長 それでは、これをもって、第8款 消防費についての審査を終わります。

ただ、ただいまの審査の中で出ておりました防火水槽、消火栓、これらの点検業務につきましては、再度理事者側におかれましてはきちとした体制をとっていただけるよ

う、委員皆様のご希望がございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、３時１５分まで休憩とさせていただきます。

(午後２時５９分 休憩)

(午後３時１５分 再開)

○里川委員長 再開をさせていただきます。

黒崎総務課長、先ほどの数字を答弁させていただきます。

はい、黒崎総務課長、お願いします。

○黒崎総務課長 平成２１年度ですね、防災情報メールの登録の件数でございますが、１，４０３件でございます。

○里川委員長 よろしいですか。

伴委員。

○伴委員 あの今、その数字で着実に数字はふえてきてるのかなというようには思いますねんけど。私もこれ、登録させていただいてますねんけど、一度ももうたことおませんねんけど、どういうタイミングでどんな内容で出してくれはるか、ちょっとだけお伺いしたいんですけど。

○里川委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 登録されている方々に対しまして、避難勧告とか避難指示の必要のある場合に、情報の発信をさせていただいております。

○里川委員長 ということは、いまだにそういう勧告や指示がなかったということでしょうか。黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 はい、現在まだ、件数ゼロでございます。

○里川委員長 まあない方がよろしいのです。

そうしましたら、続きまして、第１０款 災害復旧費、第１１款 公債費、第１２款 予備費について、合わせて説明を求めます。西本総務部長。

○西本総務部長 それでは、第１０款 災害復旧費に係る歳出決算の状況につきまして、ご説明させていただきます。座らせていただいて説明させていただきます。

まず、決算書の２０２ページでございます。また、主要な施策の成果報告書の３１６ページとなっております。決算書の２０２ページでございますが、平成２２年度におきましての災害復旧を要する災害が幸いにも発生しなかったことから、予算の執行は行っておりません。

続きまして、第１１款の公債費でございます。決算書は２０４ページからとなっております。

ります。また、主要な施策の成果報告書は３１７ページから３１８ページとなっております。決算書の２０４ページの方でございますが、第１１款 公債費は予算現額９億９，４１４万９，０００円に対しまして、決算額は９億８，８１１万５，１６３円で、執行率は９９．３％となっております。

それでは、第１項 公債費の、公債費に係ります主な施策の実施内容につきまして、ご説明申しあげます。

主要な施策の成果報告書の３１７ページをごらんいただきたいと思います。

第１目 元金では予算現額８億１，５２７万１，０００円に対しまして、決算額は８億１，５２７万２０８円で、執行率は９９．９％となっております。

次に、第２目 利子では予算現額１億７，８８７万８，０００円に対しまして、決算額は１億７，２８４万４，９５５円で、執行率は９６．６％となっております。

平成２２年度の町債の状況は、借入額が７億６２０万円、償還額が８億１，５２７万１，０００円で、町債残高は前年度と比較して、１億９０７万１，０００円減の１０２億８，３１３万８，０００円となっております。町債残高が減少した主な要因は、平成１７年度に発行いたしました斑鳩町いきいきの里債の満期、一括償還１億円によるものでございます。町債の活用につきましては、本町が当面する政策課題を克服していくためのいわゆる特例債の活用も含めて、その活用はやむを得ないものと考えておりますが、将来にわたる財政負担を十分に考慮して、その対応を図ってまいりたいと考えております。

最後に第１２款 予備費でございます。決算書の２０４ページをごらんいただきたいと思います。予算現額３億４，６０１万３円に対しまして、決算額は０円となっております。

恐れ入りますが、主要な施策の成果報告書の３１９ページをお願いいたします。

平成２２年度では緊急に対応しなければならなかった、あわ保育園調理室備品緊急対応としまして、コンベクションオープンの購入に１３０万円、ＪＲ法隆寺駅前緊急工事（産業廃棄物対応）に１，４５７万８，０００円、それから、斑鳩中学校給食室備品緊急対応としまして、冷凍冷蔵庫、球根皮剥機の購入に７５万８，０００円、合わせて１，６６３万６，０００円を充用しております。

以上で、第１０款 災害復旧費、第１１款 公債費、第１２款 予備費の歳出決算の状況につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願い申しあげます。

○里川委員長 説明が終わりましたので、第１０款 災害復旧費、第１１款 公債費、第１２款 予備費について質疑をお受けいたします。

主要な施策の成果報告書３１６ページから３１９ページについてでございます。いかがでしょうか。特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○里川委員長 特にないようですので、これをもって第１０款 災害復旧費、第１１款 公債費、第１２款 予備費についての審査を終わります。

続きまして、認定第６号、平成２２年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。西本総務部長。

○西本総務部長 それでは、大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算についてでございます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第６号

平成２２年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第２３３条第３項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成２３年９月１日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成２２年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明をさせていただきます。座らせていただきます。

平成２２年度の歳入歳出決算書の方は、決算書２４０ページからとなっております。

また、平成２２年度の主要な施策の成果報告書では３５０ページから３５２ページとなっております。

はじめに、歳入決算の状況につきまして、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、主要な施策の成果報告書の３５１ページをごらんいただきたいと思います。

平成２２年度の歳入決算額は３５０万８，０００円となっております。前年度と比較しまして、７３万１，０００円、１７．２％の減であります。その内訳は繰越金が３５０万７，０００円、諸収入で預金利子として１，０００円となっております。

続きまして、支出決算の状況でございます。主要な施策の成果報告書の３５２ページをお開きいただきたいと思います。

第１款 総務費、第１項 総務管理費の第１目 財産管理費で、予算現額１４万５，

０００円に対しまして、決算額は１万７，５８０円で、執行率は１２．１％となっています。平成２２年度におきましては、水中曝気ポンプ２台を４月末から１１月上旬までの約７カ月間稼働をさせ、下司田池の水質の悪化を防ぎ、良好な生活環境の保全に努めました。

次に、第２款 予備費では、予算現額３３０万２，０００円に対しまして、執行も充用も行っておりません。

以上で、平成２２年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計決算につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○里川委員長 大字龍田財産区特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。いかがでしょうか。

小野委員。

○小野委員 この水中曝気ポンプ、これは動力的には何が動力になってて、その経費はこの中に含まれているかどうかだけ。

○里川委員長 西本総務部長。

○西本総務部長 水中曝気ポンプの電気代を、この龍田財産区の特別会計から支出をしております。水中曝気ポンプは通常の電気を引いております。

○里川委員長 よろしいですか。ほかにはございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○里川委員長 ないようですので、大字龍田財産区特別会計に対する質疑を終結いたします。

これをもちまして、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算についての審査を終わります。理事者入れかえのため、暫時休憩いたします。

（午後３時２６分 休憩）

（午後３時３０分 再開）

○里川委員長 それでは再開をさせていただきます。

都市建設部、上下水道部所管に係る決算審査に入っていきたいと思います。

まずはじめに、第２款 総務費に係るところにつきましての説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第２款 総務費のうち、都市建設部が所管いたします事業につきましてご説明いたします。座らせていただいて説明させていただきます。

平成２２年度歳入歳出決算書の９６ページでございます。主要な施策の成果報告書で

は111ページでございます。

第1項 総務管理費、第8目 交通安全対策費でございます。

予算現額612万3,000円、決算額576万8,390円で、執行率は94.2％となっています。交通安全に対する意識の高揚を図ることを目的に、財団法人奈良県交通安全協会西和支部協会斑鳩町分会などの交通安全活動団体の協力を得て、交通安全週間や各イベント等における啓発普及活動をはじめ、幼児、児童に対して交通安全教室の開催を行ってまいりました。

それから、交通安全活動に積極的に取り組んでいただいております交通安全活動団体3団体に対する支援を行ってまいりました。

また、交通事故未然防止対策といたしまして、道路反射鏡及び各種標識などの交通安全施設の整備及び補修を行ってきたところでございます。

今後も交通安全団体及び住民の皆様方の協力を得ながら、交通安全の啓発や施設整備に取り組んでまいります。

以上、簡単ではございますが、第2款 総務費のうち都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○里川委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費のうち、都市建設部が所管します問題につきまして、質疑をお受けいたします。

小野委員。

○小野委員 あの、さっき間違ってますいせん。あのね、カーブミラー設置、地元から要望あってね、いろいろな基準があると思うんです。それはきちっとした基準であるのか、いや要望であるからということでね、設置してると。設置できないというんかね、その基準をちょっと教えてください。

○里川委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 カーブミラー設置に際しましては、決まった基準というのは、こちら設けておりませんねんけど、ほとんど要望に基づいて、その状態、現場でそのカーブミラーの有効性等を確認するのと、それから、設置場所によりまして、個人住宅とかそれに隣接するところもありますので、その住宅さんの方の承諾、そういう説明をして了解を得たところはつけていくという形になっております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 町道に設置するわけなんですけど、特に住宅地内でのちょっと危ないからカーブミラーで補助的な交通安全ということで設置していただきたいという、そんな中で、

今、課長が答弁したように、その住宅、その家のほうから承諾ということでね、例えばその家の出入り口にぼんと立てやんなんような位置関係だったら、まあ、いやあやっぱりだめだなと思うんですが。今、最近特にね、反対したらつかへんねんということで、プライバシーのほうと言われて、断念しているカーブミラーがたくさんあると思うんですよ。だかに、プライバシーのほう、確かにプライバシーのほうを言われたら、そのカーブミラー設置するんで、家の中まる見えになるというようなね、最近の家で、何も窓も何も閉まってないような、いきいきでこう見えるような住宅っていうのは、まあ、ないと思うんですよ。その、ちょっと困るんやということで、その住宅から承諾をもらえなかったらというのか、逆に自治会からここは危険ですからということで要望を出してきたときに、その方に、その土地の所有者にもう承諾じゃない、許可をもらってくださいというような、それでなかったら設置しないというような扱いになってきとると思うんです。ほかの地域でね、何でもここへ立てられへんのやろなと言うたら、その家が反対しとるから無理ですねということで、やっぱり危険なんですよ、そこはね。だから、その話は何かひとり歩きしてしまっただけで、その前面の住宅の方が、いや、中が見えたら困るからって言うて承諾しないということで、やっぱり危険なところも残ってると思うんですがね。その点についてね、町としたらね、完全に受け身なんですよ。そこから承諾書とまでは言わないけど、承諾をもらってきてくださいと言うて、そう言いたいのはわかるけどね、交通安全という意味では、町道の中での交通安全ですから、いろいろ工夫して、そこへ設置できるようにするべきだと思うんですが、何か受け身的、またそういうなんが設置してもらったら困るという原因になってるようになると思うんですが。その点、今後どうしようと思っただけでいいかな。もうそういうことで断念されてる箇所が何カ所かあると思うんですがね、どうなんですかね。

○里川委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 確かに、場所によっては、設置したほうがいい、それはもうするべきやということで、いろんな方法等も検討しているところもあったと思います。けども、そういう土地所有者の言い分でそういう形で設置できない、もう遅れているということもありますので、町としても積極的にその地権者に対して説明、またそういう協力をもろうように努力させてもらって、できるだけつけるような形で、今後進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 実はね、そういうことで、ほかの議員さんがね、以前にその地元はある議

員さんにいろいろ交渉してね、してもらったらしいんですが、どうしてもその一番適任地というか、効果のあるカーブミラーができなかったけど、その議員さんが、もうこれはできないやということで、ほかのどこへやっています。だから、効果ないんですよ、そこはね。一方しか見えないんです。だから、その住宅の人が反対しているから、そこはできなかったから、ここへというて、その議員さんの地元へ説明したらしいんですけどね。やはり、効果のあるところへつけるべきで、そのように思いますのでね。また、検討してもらえるように、場所的なことは後で申しあげますので、よろしくお願いします。

○里川委員長 今の質問の中でですね、町道の安全確保ということで、町道に立てるっていう考え方からいくと、今、川端建設課長が答弁していただいた土地の所有者とか地権者の了解を得てという、答弁の中にそういう文言があったと思うんですけどね。そうではなくて、町道そのものに立てていくとした場合でも、やはりその道の前の家の方とかの承諾を得るっていうのを今現在やっぱり基本にされてるわけなんですね。

川端建設課長。

○川端建設課長 隣接、住宅等は特にですねんけど、そういう場合は、支障等、被害あうことも考えられることから、そういう承諾を基本的にもらっている形でしています。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 もらってるけど、考えてくれんねんな。やはり、今、委員長言うてはんのが、そなん要るのかいうことも含めて言うてはんね。だけど、やっぱり交通安全の立場からということになったら、その人の理由、なぜ承諾しないかいう理由。例えば、玄関先にぼんと立てやんなんようやったら、これはまあ、自分とこのガレージの前へこう立てられたら車入れへんからと、それぐらいのことやったら、それはしゃあない。だけど、何か中見えるからって、その場所はね、住宅がこう並んでる真ん中へですねん。そこへ立てるだけですな。入り口も何ら問題ない。それやのに、その土地、建物の所有者が立ててもろうたら困る言われたから、こんな反対のところに立てている。見えないんです。実際、事故が起こりかけたんです。そういう場所ですのでね、そのどうしてもプライバシー、中見えるからだめやと一言言われたら、もうじっとするようなそういう扱いやったらね、交通安全の意味から、それはプライバシーの保護も大事やけどね、その進入路を阻害するんやったら、それはしょうがない、そこはやっぱりあきらめてもらわなあかんし。だけど、プライバシーということに関して、カーブミラーがあるからプライバシーが侵害されるんやと、だから困るんやと言われても、どこまでのそれを保護するんかということも考えてね、これからも施工していつてもらいたい、そういうことです

ので。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 小野議員おっしゃっていただくように、それは確かに安全の関係もございます。ただやっぱり、カーブミラーというのは、今なってきたですね、非常にやっぱり住民の関係からいろいろと以前にも、4、5年前ですか稲葉車瀬から神南へ抜けるところのところに、カーブミラー立っていると。何でこんなところに立ったんねって、えらい怒られてですね、お叱りを受けて、そんなん最初にやっぱり許可をいただいてからやっとな違えますかって言ったら、いや、そんなことはおれは許可してないっていう話になってですね、当時の副町長もえらい謝ってですね、されてましたけども、現状は今立ってますけども。しかし、なかなかやっぱり小野議員がおっしゃるように、やっぱり覗かれるとか覗くとかの問題よりも、結局やっぱりその方が承諾をいただくというのが一番大事なんです。やっぱりそれはもう何を言うたかて、これはもう交通安全対策として、それは当然やっぱり立てていこうという気持ちはだれしもお持ちですけども、やっぱりそこらを十分精査しなかったら、ただ問題は、今、小野議員がおっしゃるように、その横につけたということ自体が、これまたおかしい問題でね。やっぱりそういうところ的確にそういう判断をしなかったら、やっぱりその方が反対されたからこっちに来ましてんと、それ、交通安全何も意味がないやないかということでは、私はどうも、それは腑に落ちるところがありますから。やっぱり十分そういう点については、やっぱり地元とも協議をして、仮に自治会長さんなり、あるいはまたその方々とも相談をしながらですね、現実としてそういう条件緩和ができるような環境づくりにしていかなかったら、私は最終的にはなかなかそれは交通安全で、もう間違いなしに交通安全ということはこれはもうわかっておりますけども、そこらを十分検討をしなかったらと思っております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 全くそうだと思うんです。そういう面でね、議員さんもね、直接は私は話してないんですけどね。ある議員さんに頼んで、その一番効果のあるところへ行ったけど、その住民が反対したから、そしたらここへつけてもらったんや、で、効果がないんですよということで私が聞かせてもらってますので。だからね、私らもその今までから立てるときに、いろいろそういうプライバシーの保護ということで、ちょっと我慢してくれというて言うてきたこともあります。そやけど、それがもう完全な制度化っていうか、絶対的なものやと。逆にね、立てられたら困る、まあ今の町長が言うてはる例はどんな状態なのか知りませんが。許可してないとか、許可するとか、それらはやっぱり町道

へ立てるやつやし、目的がその地域住民の交通安全のためやということをね、やっぱりしっかりと話してもらいたいなど。でないと、いや、おれが反対したら、ここつかへんねんでとかね、そういうようなんで、理解示されない方も中にはおられるので、そういう人には、やっぱりしっかりと全体の地域のためですから、ここへ立てますよということで立てにってもらいたい。効果のあるような立て方をしてほしいし、積極的にそういう努力もしてもらいたいと、そういうように思って質問させてもらってますので、ご理解のほうをお願いします。こっちからご理解のほうをお願いします。

○里川委員長 ほかに、委員さんのほうで総務費に関してございますでしょうか。

飯高委員。

○飯高委員 交通安全対策の推進ということで、いろいろと多岐にわたってしていただけてますけども。最近、やはり高齢者による自転車の事故が多いということで、お聞きもしてるんですけども。それに対しての交通安全教室というか、対策についてお聞きしたいと思います。

○里川委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 最近の交通事故の関係で高齢者の方の事故がふえてるということも、それは聞いておりますし、警察の方もそれを重点項目として、ことしの秋の交通安全週間においても、自転車の乗り方教室とか、そういう高齢者向けのそういう教室も開催する予定になってます。その今後も、高齢者に対しての啓蒙啓発というのを、西和警察の方も重きに置いて進めていくということで、報告をもらっているところです。

○里川委員長 よろしいでしょうか。

ほかに委員さんの方で何かございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって第2款 総務費についての審査を終わらせていただきます。

次に、第5款 農林水産業費について説明を求めます。藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第5款 農林水産業費について説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

歳入歳出決算書の144ページから151ページで、主要な施策の成果報告書211ページから223ページでございます。

農林水産業費全体といたしましては、予算現額1億1,104万3,000円に対しまして、決算額8,145万5,533円で、執行率は73.3%となっております。

なお、次年度へ１，６７０万円を繰り越ししております。繰越額の内訳といたしましては、高安及び東里地区の農道整備工事に係る土地購入費、登記業務委託料と、法隆寺西部土地改良区及び目安水利組合に対する町単独土地改良事業の補助事業に係る補助金でございます。

また、第１項 農業費では、予算現額１億１，０７１万９，０００円に対しまして、決算額８，１１５万４，１２５円で、執行率は７３．２％となっております。

それでは、主要な施策の成果報告書の２１１ページをごらんいただきたいと思います。

第１目 農業委員会費であります。予算現額７６４万８，０００円に対し、決算額７１４万７，５９１円で、執行率は９３．４％となっております。毎月、農業委員会を開催し、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に定められた規定に基づき、農地転用や農地の利用異動などの案件を審議し、処理を行ってまいりました。そのほか、遊休農地の解消対策であります。国際的な食糧事情が不安定化する一方、国においては食糧、農業、農村基本計画の策定により、平成３２年までに食糧自給率を５０％にするという目標が定められました。この目標を達成するには、農地転用の厳格化による優良農地の確保とともに、耕作放棄地を解消することが重要であり、また、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中で、遊休農地を解消して、地域の農業振興を図ることが重要であります。

こうしたことから、昨年を引き続き、耕作放棄地の状況を一筆ごとに把握するという耕作放棄地全体調査を実施いたしまして、この調査をもとに、地域ごとの解消計画を策定をしてまいりました。また、小規模農家の規模拡大や、新規就農希望者が容易に農業経営に参加できるように、農地取得の際の下限面積を５０アールから２０アールに引き下げました。

次に、２１２ページの第２目 農業総務費であります。予算現額２，８９２万３，０００円に対しまして、決算額２，８８８万７，３４４円で、執行率は９９．８％となっております。ほとんどが農林関係に従事する職員の人件費であります。

次に、２１３ページ、第３目 農業振興費であります。予算現額３２６万８，０００円に対しまして、決算額１８８万８，６９５円で、執行率は５７．７％となっております。斑鳩町の農業を取り巻く環境は、遊休農地の増加、農家の高齢化、担い手不足など、厳しい状況が続いています。しかしながら、農地は作物の生産の場だけではなく、洪水調整機能や、景観などの環境面など多様な機能を持っています。これらの機能を十分に発揮するには農業を活性化させていくことが、ますます重要な施策になると考えている

ところであり、今後とも、農業の活性化に係る施策を展開してまいります。

このような状況の中、農業経営の改善をめざして、農家、農協、行政の連携による相互扶助体制など、効率的、安定的な農業経営の確立に努めました。

次に、農業をはじめとする町内産業の従事者と町民との交流の場を提供することにより、町内産業への理解と認識を深めていただくため、斑鳩町産業フェスティバルが１１月２１日から２日間実施されました。

次に、２１４ページでございます。第４目 土地改良事業費であります。予算現額６，３５８万１，０００円に對しまして、決算額３，７８７万１，１９８円で、執行率が５９．５％となっております。農業生産の近代化、流通等の合理化を図り、あわせて農村環境の改善を図る上で必要な農道整備工事を高安地区で実施いたしました。そのほか、農業経営を合理化し、農業振興を促進するため、水利組合等の団体が実施する水路、ため池、揚水機場等の農業用施設の新設改良、維持修繕に関する整備に對し支援を行いました。

次に、２１６ページをごらんいただきたいと思います。第５目 生産調整推進対策費で、予算現額４８８万５，０００円に對しまして、決算額３２８万９，９３４円で、執行率は６７．３％となっております。現在の農業は農業従事者の減少、高齢化、農業所得の激減など、大変厳しい状況にあります。また、海外での穀物需給や、国内での担い手の育成確保の状況から見ると、国内の生産力を確保することが重要であります。

このような状況の中、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることにより、食糧自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が、将来にわたって発揮されるようにするため、平成２２年度より、戸別所得補償制度が導入されました。戸別所得補償制度は食糧自給率向上のための米以外の作物に對する助成、水田農業の経営安定化を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に對しての助成を行うというものです。国の制度は、戸別所得補償制度に変わりましたが、生産調整は現在も必要であり、農家の方々へは生産調整の達成に向けた協力依頼を行っております。

平成２２年度の町単独助成といたしまして、生産調整達成者に昨年どおり生産調整実施水田に對しまして、１０アール当たり５，０００円の助成を行いました。また、団地化の促進といたしまして、生産調整達成者であり、３０アール以上の同一作物で団地を形成した水田に對しまして、１０アール当たり３，０００円の助成を行いました。

次に、２１８ページでございます。第６目 有害鳥獣駆除対策事業費であります。予算現額３０万円に對しまして、決算額３０万円で、執行率は１００％となっております。

農作物への被害をもたらす有害鳥獣を駆除するために、地元猟友会に委託し、カラスやドバトなど１８２羽を駆除いたしました。

次に、２１９ページで、第７目 地域農政推進対策事業費であります。予算現額４７万２，０００円に対しまして、決算額３１万２，０１３円で、執行率は６６．１％となっております。農業者の高齢化、担い手不足の進行する中、地域の集落ごとの特徴を生かした農業振興を図るため、地域の農業者の代表者であります農家組合長を対象に、奈良県農協の協力により、先進地の視察研修を実施いたしました。

また、担い手育成支援といたしまして、農業の活性化を進めるために、地域農業の担い手である認定農業者、集落営農組織や女性の農業参入を振興する上で、その窓口となり得る農協女性部と合同で、先進地視察研修を実施いたしました。

次に、２２０ページでございます。第８目 遊休農地解消対策事業費であります。予算現額８５万３，０００円に対しまして、決算額６７万８，１７４円で、執行率は７９．５％となっております。農地の保全を図る上で、遊休農地解消は緊急の課題となっていることから、平成２１年度に引き続き、平成２２年度においても、遊休農地解消に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、２班体制で解消に向けた取り組みを実施いたしました。

１班については、遊休農地を担い手に集積するため、農地の流動化を積極的に推進するにはどうしたらよいかを検討をいたしました。２班につきましては、農家の高齢化、担い手不足が進行する中で、担い手対策として、地域で担う集落営農の推進について検討いたしました。また、ソバ、菜の花、ジャガイモ、黒米栽培を実証、試験展示圃で行いながら、農や食への理解を深めていただくため、ソバ、ジャガイモ栽培において、栽培サポーターの募集を行い、サポーターの方々と一緒に栽培を行いました。

次に、２２１ページ、第９目 農地・水・環境保全向上対策活動支援事業費であります。予算現額７８万９，０００円に対しまして、決算額７７万９，１７６円で、執行率は９８．７％となっております。農業者の高齢化等により、今まで農業者だけで守ってきた農地や農業用水路、農道などの地域資源の保全管理が困難になってきています。こうしたことから、今までの農業者に加え、自治会等の非農家の方の参画を得て、新たな活動組織を立ち上げ、一丸となって施設の保全活動を行っていくという事業を実施しております。

斑鳩町におきましては、平成１９年度から２つの活動組織がこの共同活動に取り組まれておりました。平成２２年度においても引き続き活動を実施していただいております。

また、環境に優しい農業に取り組む営農活動といたしまして、化学肥料を慣行から５割以上低減し、化学合成農薬については慣行より３割以上低減する取り組みを稲葉車瀬地区で実施されました。

次に、２２２ページでございます。第２項 林業費であります。決算書の１４８ページでございます。ごらんいただきたいと思います。予算現額３２万４，０００円に対しまして、決算額３０万１，４０８円で、執行率は９３．０％となっております。それでは、成果報告書の２２２ページに戻っていただきたいと思います。

第１目 林業振興費であります。予算現額２０万２，０００円に対しまして、決算額１８万３６３円で、執行率は８９．２％となっております。林業振興費については、森林の造成を推進し、国土の保全、水源の涵養、森林資源の利用等に資するため、造林事業を実施する者に対し、経費の一部を支援いたしました。平成２２年度におきましては法隆寺の山林におきまして、１．５３ヘクタールの間伐を実施しております。

次に、２２３ページ、第２目 里山林機能回復整備事業であります。予算現額１２万２，０００円に対しまして、決算額１２万１，０４５円で、執行率は９９．２％となっております。平成１８年度から、奈良県が森林環境税を徴収しておりました。この森林環境税を活用した事業といたしまして、平成１８年度から５カ年で、荒廃した里山林の機能回復を図るため、里山林の整備を森林所有者に協力を得て、町内のボランティア団体により実施をしていただいております。平成２２年度におきましても、引き続きボランティア団体により、里山の下草刈り、不用木の撤去など、里山整備を実施されました。また、整備後の里山におきまして、植物の観察会を実施され、里山の利活用に努められているところでございます。

以上が第５款 農林水産業費の決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○里川委員長 ただいま説明が終わりました第５款 農林水産業費については、本日説明を受けたということで、この会議を終了させていただき、１２日月曜日９時から質疑の方に入っていきたいというふうに思いますので、１２日の日には９時にご参集いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を散会とさせていただきます。

(午後４時０５分 散会)